

指定給水装置工事事業者工事施行要領の改正点

令和7年4月

施行要領 新旧対比表

項目	改正【令和7年4月版】	現行【令和6年6月版】	説明																																		
第二章	第二章 指定給水装置工事事業者	第二章 指定給水装置工事事業者																																			
第二章 第4節 1	<p data-bbox="549 289 1249 317">第4節 指定給水装置工事事業者の申請・届出に関する手続</p> <p data-bbox="311 331 483 359">1 受付場所等</p> <p data-bbox="332 378 1486 451">指定給水装置工事事業者の各種申請・届出については、LoGoフォーム（電子申請システム）、又は書面による受付を行っている。各種申請・届出の受付場所等については下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="311 499 1454 936"> <thead> <tr> <th>申請・届出の種類</th> <th>手数料</th> <th>受付場所（受付方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の申請</td> <td>9,400円 ※</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課（郵送可） ・多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各給水管工事事務所 ・各サービスステーション ※各手数料については、後日、納入通知書を送付 </td> </tr> <tr> <td><u>指定の更新</u></td> <td><u>9,400円</u> ※</td> </tr> <tr> <td><u>指定事業者証の再交付申請</u></td> <td><u>2,100円</u> ※</td> </tr> <tr> <td>指定事項変更の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>主任技術者の選任・解任の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td><u>廃止、休止及び再開の届出</u></td> <td>----</td> </tr> </tbody> </table>	申請・届出の種類	手数料	受付場所（受付方法）	指定の申請	9,400円 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課（郵送可） ・多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各給水管工事事務所 ・各サービスステーション ※各手数料については、後日、納入通知書を送付	<u>指定の更新</u>	<u>9,400円</u> ※	<u>指定事業者証の再交付申請</u>	<u>2,100円</u> ※	指定事項変更の届出	----	主任技術者の選任・解任の届出	----	<u>廃止、休止及び再開の届出</u>	----	<p data-bbox="1754 289 2454 317">第4節 指定給水装置工事事業者の申請・届出に関する手続</p> <p data-bbox="1516 331 1688 359">1 受付場所等</p> <p data-bbox="1537 378 2709 451">指定給水装置工事事業者の各種申請・届出については、LoGoフォーム（電子申請システム）、又は書面による受付を行っている。各種申請・届出の受付場所等については下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1516 499 2659 1184"> <thead> <tr> <th>申請・届出の種類</th> <th>手数料</th> <th>受付場所（受付方法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の申請</td> <td>9,400円 ※1</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課 （都庁第二本庁舎23階） ☎ 03(5320)6434 ※1 各手数料については、給水部給水課窓口での支払い、又は後日、納入通知書を送付。 </td> </tr> <tr> <td>指定事業者証の再交付申請</td> <td>2,100円 ※1</td> </tr> <tr> <td>廃止、休止及び再開の届出</td> <td>----</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課（郵送可） ・多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各給水管工事事務所 ・各サービスステーション ※2 指定の更新については、後日、納入通知書を送付。 </td> </tr> <tr> <td>指定事項変更の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>主任技術者の選任・解任の届出</td> <td>----</td> </tr> <tr> <td>指定の更新</td> <td>9,400円 ※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	申請・届出の種類	手数料	受付場所（受付方法）	指定の申請	9,400円 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課 （都庁第二本庁舎23階） ☎ 03(5320)6434 ※1 各手数料については、給水部給水課窓口での支払い、又は後日、納入通知書を送付。	指定事業者証の再交付申請	2,100円 ※1	廃止、休止及び再開の届出	----	<ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課（郵送可） ・多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各給水管工事事務所 ・各サービスステーション ※2 指定の更新については、後日、納入通知書を送付。	指定事項変更の届出	----	主任技術者の選任・解任の届出	----	指定の更新	9,400円 ※2		<p data-bbox="2739 289 2878 451">申請方法並びに手数料の支払方法の追加に伴う文言追加</p>
申請・届出の種類	手数料	受付場所（受付方法）																																			
指定の申請	9,400円 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課（郵送可） ・多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各給水管工事事務所 ・各サービスステーション ※各手数料については、後日、納入通知書を送付																																			
<u>指定の更新</u>	<u>9,400円</u> ※																																				
<u>指定事業者証の再交付申請</u>	<u>2,100円</u> ※																																				
指定事項変更の届出	----																																				
主任技術者の選任・解任の届出	----																																				
<u>廃止、休止及び再開の届出</u>	----																																				
申請・届出の種類	手数料	受付場所（受付方法）																																			
指定の申請	9,400円 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課 （都庁第二本庁舎23階） ☎ 03(5320)6434 ※1 各手数料については、給水部給水課窓口での支払い、又は後日、納入通知書を送付。																																			
指定事業者証の再交付申請	2,100円 ※1																																				
廃止、休止及び再開の届出	----	<ul style="list-style-type: none"> ・LoGoフォーム（電子申請システム） ・給水部給水課（郵送可） ・多摩水道改革推進本部調整部技術指導課 ・各給水管工事事務所 ・各サービスステーション ※2 指定の更新については、後日、納入通知書を送付。																																			
指定事項変更の届出	----																																				
主任技術者の選任・解任の届出	----																																				
指定の更新	9,400円 ※2																																				

2 申請手続

(1) 指定の申請

指定を受けようとする者は、LoGoフォームによる手続を行うか、又は次の書類等を提出する。

(省略)

(2) 指定の更新

上記(1)の手続は、指定の更新についても準用する。

(省略)

(3) 指定事項変更届

指定事業者は、事業所の名称、所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、LoGoフォームによる手続を行うか、又は指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(施行規則様式第10)に次表の書類を添えて提出する。

【添付書類】 (表中○印が添付書類として必要)

届出の種類		定款の写し ※3	誓約書 ※4	賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し ※3	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○		定款は直近のもの 役員の解任のみの場合は誓約書不要
		個人	添付書類なし		
	住所	法人	○		
		個人	添付書類なし		
	代表者	法人	○	○	
	役員	法人		○	
事業所の名称又は所在地	法人			○※1	※1 登記事項証明書の住所と同一の場合は不要
	個人			○※2	※2 住民票の住所と同一の場合は不要
主任技術者の選任・解任	法人				免状又は主任技術者証の写しを添付(選任のみ)※3
	個人				

※3 LoGoフォームによる申請・届出の場合は、同フォームに電子ファイルとして添付する。

※4 LoGoフォームによる申請・届出の場合は、同フォームから申請するため添付不要。

(省略)

(4) 事業の廃止、休止又は再開の届出

LoGoフォームによる手続を行うか、又は

廃止
給水装置工事事業者休止届出書(施行規則様式第11)を提出する。
再開

(省略)

(5) 選任・解任の届出

給水装置工事主任技術者の選任・解任は、LoGoフォームによる手続を行うか、又は給水装置工事主任技術者選任・解任届(施行規則様式第3)を提出する。

(省略)

(6) 指定給水装置工事事業者証再交付申請

ア 指定事業者証を紛失し、又はき損したときは、LoGoフォームによる手続を行うか、又は指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出し、再交付を受けることができる。

2 申請手続

(1) 指定の申請

指定を受けようとする者は、次の書類等を提出する。

(省略)

(2) 指定の更新

上記(1)の規定は、指定の更新について準用する。

(省略)

(3) 指定事項変更届

指定事業者は、事業所の名称、所在地等に変更があったときは、変更があった日から30日以内に、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(施行規則様式第10)に次表の書類を添えて提出する。

【添付書類】 (表中○印が添付書類として必要)

届出の種類		定款の写し	誓約書	賃貸借契約書又は、公共料金等の支払証の写し	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○		定款は直近のもの 役員の解任のみの場合は誓約書不要
		個人	添付書類なし		
	住所	法人	○		
		個人	添付書類なし		
	代表者	法人	○	○	
	役員	法人		○	
事業所の名称又は所在地	法人			○※1	※1 登記事項証明書の住所と同一の場合は不要
	個人			○※2	※2 住民票の住所と同一の場合は不要
主任技術者の選任・解任	法人				免状又は主任技術者証の写しを添付(選任のみ)
	個人				

(省略)

(4) 事業の廃止、休止又は再開の届出

廃止
給水装置工事事業者休止届出書(施行規則様式第11)を提出する。
再開

(省略)

(5) 選任・解任の届出

給水装置工事主任技術者の選任・解任は、給水装置工事主任技術者選任・解任届(施行規則様式第3)を提出する。

(省略)

(6) 指定給水装置工事事業者証再交付申請

ア 指定事業者証を紛失し、又はき損したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出し、再交付を受けることができる。

イ 代表者の氏名に変更があり、指定事業者証の交付を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出する。

イ 代表者の氏名に変更があり、指定事業者証の交付を受けようとする者は、LoGoフォームによる手続を行うか、又は指定給水装置工事事業者証再交付申請書を提出する。

第三章	第三章 手 続	第三章 手 続	
第三章 第2節 1 1.5	<p align="center">第2節 工事施行に伴う都への申込み（申請）手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.5 施行承認の申込方法</p> <p>以下の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。</p> <p>(1)「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。)</p> <p>ア 申込区分 (省略)</p> <p>(イ) 工事申込み及び設計審査申込みの場合、工事種別の<u>該当する工種について□にチェックすること。</u></p>	<p align="center">第2節 工事施行に伴う都への申込み（申請）手続等</p> <p>1 給水装置工事の施行承認</p> <p>1.5 施行承認の申込方法</p> <p>以下の提出書類を記入し、工事場所を所管する取扱事業所の受付担当者に提出すること。</p> <p>(1)「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。)</p> <p>ア 申込区分 (省略)</p> <p>(イ) 工事申込み及び設計審査申込みの場合、<u>申込区分()内の工事種別の当該工種を○で囲むこと。</u></p>	様式の入力を簡素化したことによる取扱いの変更
第三章 第2節 6 6.4.3	<p>6 設計審査及び工事検査</p> <p>6.4.3 工事検査の申込み (省略)</p> <p>(5) 検査の内容 (省略)</p> <p>カ 現場検査の省略 (省略)</p> <p><u>(ウ) 増圧給水設備の交換工事 施工前後で機種及び型番が確認できるような写真を提出すること。</u></p>	<p>6 設計審査及び工事検査</p> <p>6.4.3 工事検査の申込み (省略)</p> <p>(5) 検査の内容 カ 現場検査の省略 (省略)</p> <p>(新規追加)</p>	増圧給水設備の変更工事について写真検査を認めたことによる取扱いの追加
第三章 第2節 10 10.4	<p>10 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水に切り替える場合の取扱い（三階までの例外）</p> <p>10.4 設計審査、工事検査等の取扱い</p> <p>一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるとともに、受水タンク以下装置については、「本節 12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」によるほか、次による。</p> <p>(1) 提出書類及び記入方法</p> <p>ア 既設の受水タンク以下装置に、子メータが設置されていない場合 (省略)</p> <p>(イ)「指定給水装置工事業業者工事調書」(様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。)</p> <p>指定事業者調書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。</p> <p>右上給水方式欄の「三階までの例外」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。</p> <p>受水タンク以下装置の既設管を再使用する場合は、既設管使用をチェックし、耐圧試験年月日及び水質試験年月日を記入すること。</p> <p>なお、新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例 2-2」を参考に記入すること。</p> <p>(ウ)「三階までの例外メータ設置（新設）承認申請書」(様式 55-1)</p> <p>新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例 2-1」を参考に記入すること。</p> <p>イ 既設の受水タンク以下装置の子メータを、三階までの例外の子メータに切り替える場合</p> <p><u>(ア)「指定給水装置工事業業者工事調書兼、三階までの例外メータ設置（新設）調書」(様式 2-1)</u></p> <p><u>指定事業者調書を兼用し、その標題の下部余白に「兼 三階までの例外メータ設置（新設）調書」と記入するとともに、「様式記入例・作成例 記入例 2-2」を参考に記入すること。</u></p> <p><u>(イ)「三階までの例外メータ設置（新設）承認申請書」(様式 55-1)</u></p> <p><u>標題の「三階までの例外」及び当該工種の□にチェックし、「様式記入例・作成例 記入例 2-1」を参考に記入すること。</u></p> <p><u>なお、子メータのお客さま番号欄には、受水タンク以下で使用していたお客さま番号を記入すること。</u></p> <p><u>(ウ) その他に、「本節 10.4 (1) ア (ア) 及び (エ)、(オ)」により記入した書類。</u></p>	<p>10 三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水に切り替える場合の取扱い（三階までの例外）</p> <p>10.4 設計審査、工事検査等の取扱い</p> <p>一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるとともに、受水タンク以下装置については、「本節 12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」によるほか、次による。</p> <p>(1) 提出書類及び記入方法</p> <p>ア 既設の受水タンク以下装置に、子メータが設置されていない場合 (省略)</p> <p>(イ)「指定給水装置工事業業者工事調書」(様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。)</p> <p>指定事業者調書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。</p> <p>右上給水方式欄の「三階までの例外」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。</p> <p>受水タンク以下装置の既設管を再使用する場合は、既設管使用をチェックし、耐圧試験年月日及び水質試験年月日を記入すること。</p> <p>なお、新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例 4-2」を参考に記入すること。</p> <p>(ウ)「三階までの例外メータ設置（新設）承認申請書」(様式 55)</p> <p>新たに子メータを設置する場合は、「様式記入例・作成例 記入例 3-1」を参考に記入すること。</p> <p>イ 既設の受水タンク以下装置の子メータを、三階までの例外の子メータに切り替える場合</p> <p><u>(ア)「受水タンク以下メータ設置（撤去）調書」(様式 2-1)</u></p> <p>指定事業者調書を流用し、「本節 12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」によるとともに、「様式記入例・作成例 記入例 2」を参考に記入すること。</p> <p>(イ)「受水タンク以下メータ設置（撤去）承認申請書」(様式 55)</p> <p>「本節 12.3.2 メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」によるとともに、「様式記入例・作成例 記入例 1」を参考に記入すること。</p> <p>(ウ)「指定給水装置工事業業者工事調書兼、三階までの例外メータ設置（新設）調書」(様式 2-1)</p> <p>指定事業者調書を兼用し、「様式記入例・作成例 記入例 2-2」を参考に記入すること。</p> <p>(エ)「三階までの例外メータ設置（新設）承認申請書」(様式 55)</p> <p>標題の「三階までの例外」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、「様式記入例・作成例 記入例 3」を参考に記入すること。</p>	様式変更に伴う取扱いの変更

		<p>なお、子メータのお客さま番号欄には、受水タンク以下で使用していたお客さま番号を記入すること。</p> <p>(オ) その他に、「本節 10.4 (1) ア (ウ) から (オ)」により記入した書類。</p>	
第三章 第 2 節 11 11.2	<p>1 1 増圧直結給水の取扱い</p> <p>11.2 設計審査、工事検査等の取扱い 一般の新設・改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。</p> <p>(1) 提出書類及び記入方法 (省略)</p> <p>イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式 2-1)</p> <p>指定事業者調書は「本節 1.5 施行承認の申込方法」のほか、「様式記入例・作成例 記入例 3 から 5」を参考に記入すること。</p>	<p>1 1 増圧直結給水の取扱い</p> <p>11.2 設計審査、工事検査等の取扱い 一般の新設・改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。</p> <p>(1) 提出書類及び記入方法 (省略)</p> <p>イ 「指定給水装置工事事業者工事調書」(様式 2-1)</p> <p>指定事業者調書は「本節 1.5 施行承認の申込方法」のほか、「様式記入例・作成例 記入例 5 から 5-4」を参考に記入すること。</p>	様式記入例の一部削除に伴う文言修正
第三章 第 2 節 11 11.3	<p>11.3 増圧給水設備を取り替える場合の取扱い 既設増圧給水設備を使用している建物において、故障等で増圧ポンプ等を取り替える場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。</p> <p>(1) 提出書類及び記入方法 (省略)</p> <p><u>ウ</u> その他に、「本節 11.2 (1) ア、及びイ」により記入した書類。 指定事業者調書は「本節 1.5 施行承認の申込方法」のほか、「様式記入例・作成例 記入例 6」を参考に記入すること。</p>	<p>11.3 増圧給水設備を取り替える場合の取扱い 既設増圧給水設備を使用している建物において、故障等で増圧ポンプ等を取り替える場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。</p> <p>(1) 提出書類及び記入方法 (省略)</p> <p>(追加)</p>	現行取扱いの記載漏れによる追加
第三章 第 2 節 11 11.4	<p>11.4 既設特例直圧給水方式から増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱い 既設特例直圧給水方式を採用している建物で、水圧の低下や建物の用途変更・水栓の増設等により増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 提出書類及び記入方法 (省略)</p> <p><u>エ</u> その他に、「本節 11.2 (1) ア、及びイ」により記入した書類。</p>	<p>11.4 既設特例直圧給水方式から増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱い 既設特例直圧給水方式を採用している建物で、水圧の低下や建物の用途変更・水栓の増設等により増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱い、「本節 6 設計審査及び工事検査」及び「本節 7 工事変更等の取扱い」によるほか、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 提出書類及び記入方法 (追加)</p>	現行取扱いの記載漏れによる追加
第三章 第 2 節 11 11.5	<p>11.5 既設配管を使用する場合の取扱い 受水タンク以下の装置を、増圧給水設備以下で使用する場合は改造工事とする。 この場合は、給水条例第 32 条の 3 の規定に基づき、あらかじめ当該配管材料の耐圧及び水質を確認すること。 なお、メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する場合は、この扱いの他、「13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によること。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 水質の確認 都が別に定める方法により水質試験(又は浸出性能試験)を行い、その結果書の写しを提示し、「様式記入例・作成例 記入例 10-2」を参考にして、設計審査申込書に水質検査実施月日を赤書きで記入すること。</p>	<p>11.5 既設配管を使用する場合の取扱い 受水タンク以下の装置を、増圧給水設備以下で使用する場合は改造工事とする。 この場合は、給水条例第 32 条の 3 の規定に基づき、あらかじめ当該配管材料の耐圧及び水質を確認すること。 なお、メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する場合は、この扱いの他、「13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によること。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 水質の確認 都が別に定める方法により水質試験(又は浸出性能試験)を行い、その結果書の写しを提示し、「様式記入例・作成例 記入例 8」を参考にして、設計審査申込書に水質検査実施月日を赤書きで記入すること。</p>	様式記入例の一部削除に伴う文言修正
第三章 第 2 節 12 12.1	<p>1 2 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い</p> <p>12.1 メータ設置要件 都がメータを設置する受水タンク以下装置は、以下の要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 当該装置の配管構造、維持管理等に関して都が定めた条件を所有者等が承諾すること (「<u>受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書(裏面)</u>」を参照のこと。)</p>	<p>1 2 受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い</p> <p>12.1 メータ設置要件 都がメータを設置する受水タンク以下装置は、以下の要件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 当該装置の配管構造、維持管理等に関して都が定めた条件を所有者等が承諾すること (「<u>受水タンク以下メータ設置条件承諾書</u>」を参照のこと。)</p>	様式統合に伴う文言修正
第三章 第 2 節 12 12.3.1	<p>12.3.1 新たにメータを設置する場合 受水タンク以下装置に新たにメータを設置する場合は次による。</p> <p>(1) 提出書類 <u>ア 「受水タンク以下装置メータ設置(新設)承認申請書兼工事調書」(様式 55-2、以下「設置承認申請書兼工事調書」という。)</u> <u>イ 「設計図」</u></p>	<p>12.3.1 新たにメータを設置する場合 受水タンク以下装置に新たにメータを設置する場合は次による。</p> <p>(1) 提出書類 <u>ア 「受水タンク以下装置メータ設置(新設)承認申請書」(様式 55、以下「設置承認申請書」という。)</u> <u>イ 「受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書」(様式 56、以下「条件承諾書」という。)</u></p>	様式変更に伴う取扱いの変更

	<p><u>ウ 「入館方法の報告」(様式 276)</u></p> <p>(2) 記入方法</p> <p>ア 設置承認申請書</p> <p><u>(ア) 標題の当該工種の□にチェックし、必要事項を記入すること。</u> なお、当該の受水タンクに給水する給水装置（以下「直結装置」という。）を単位にメータ（子）を設置する各戸を一括して1部提出すること。 ただし、申請者が異なる場合は、それぞれ申請者ごとに提出すること。</p> <p><u>(イ) 申請者が、当該受水タンク以下装置の所有者又は直結装置の所有者と異なる場合は、裏面の欄に当該所有者の記入をすること。</u></p> <p><u>(ウ) 設置承認申請書兼工事調書の裏面「◎」欄には、当該受水タンク以下装置の所有者又は、給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。</u></p> <p>(省略)</p> <p>イ 設計図</p>	<p>ウ 「設計図」</p> <p>エ 「受水タンク以下装置メータ設置（新設）調書」（様式 2-1、以下「設置調書」という。）</p> <p>オ 「入館方法の報告」（様式 276）</p> <p>(2) 記入方法</p> <p>ア 設置承認申請書</p> <p>標題の「<u>受水タンク以下装置</u>」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、必要事項を記入すること。 なお、当該の受水タンクに給水する給水装置（以下「直結装置」という。）を単位にメータ（子）を設置する各戸を一括して1部提出すること。 ただし、申請者が異なる場合は、それぞれ申請者ごとに提出すること。</p> <p>イ 条件承諾書</p> <p>(ア) 設置承認申請書ごとに提出すること。 ただし、各戸の申請者が同一人であり、かつ、同時に設置承認申請書を提出する場合は1部提出でよい。</p> <p>(イ) 申請者が、当該受水タンク以下装置の所有者又は直結装置の所有者と異なる場合は、各々の欄に当該所有者の記入をすること。</p> <p>(ウ) 管理人欄には、当該受水タンク以下装置の所有者又は、給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。</p> <p>(省略)</p> <p>ウ 設計図</p>	
<p>第三章 第 2 節 12 12.3.2</p>	<p>12.3.2 <u>メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合</u> 既設受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合（受水タンク以下装置の設置メータ全部又は一部を撤去する場合も含む。）は、次による。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 「受水タンク以下装置メータ設置改造（又は撤去）承認申請書兼工事調書」（様式 55-2、以下「改造（又は撤去）承認申請書兼工事調書」という。）</p> <p>イ 「設計図」</p> <p>(2) 記入方法</p> <p>ア 改造（又は撤去）承認申請書兼工事調書</p> <p>(ア) 当該工種の□にチェックし、受水タンク以下装置を改造する場合は「受水タンク以下装置メータ設置（改造）承認申請書兼工事調書」として、また、受水タンク以下装置のメータ全部又は一部を撤去する場合は「受水タンク以下装置メータ（撤去）承認申請書兼工事調書」として、改造又は撤去の申請者ごと施行者ごと一括して1部提出すること。</p> <p>(イ) お客さま番号欄には、改造又は撤去する装置のお客さま番号（水道番号が一連番号の場合は、最初と最後のお客さま番号）を記入すること。 ただし、メータを経由しない部分を改造するときは記入不要とする。 なお、お客さま番号が一連番号となっていない場合で<u>枠に収まらない場合は必要部数を作成すること。</u></p> <p>イ 設計図</p> <p>「本節 12.3.1 (2) 記入方法」によるとともに、次による。</p> <p>(ア) 図示範囲は受水タンクから改造箇所までを図示し、その他の部分は省略できる。</p> <p>(イ) 撤去のうち、メータのみ撤去して装置をそのまま使用するときや、受水タンク以下装置をすべて撤去する場合の設計図は不要とする。</p>	<p>12.3.2 <u>メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合</u> 既設受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合（受水タンク以下装置の設置メータ全部又は一部を撤去する場合も含む。）は、次による。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 「受水タンク以下装置メータ設置改造（又は撤去）承認申請書」（様式 55、以下「改造（又は撤去）承認申請書」という。）</p> <p>イ 「設計図」</p> <p>ウ 「受水タンク以下装置メータ設置改造（又は撤去）調書」（様式 2-1、以下「設置改造（又は撤去）調書」という。）</p> <p>(2) 記入方法</p> <p>ア 改造（又は撤去）承認申請書</p> <p>(ア) 標題の「<u>受水タンク以下装置</u>」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、受水タンク以下装置を改造する場合は「受水タンク以下装置メータ設置（改造）承認申請書」として、また、受水タンク以下装置のメータ全部又は一部を撤去する場合は「受水タンク以下装置メータ（撤去）承認申請書」として、改造又は撤去の申請者ごと施行者ごと一括して1部提出すること。</p> <p>(イ) お客さま番号欄には、改造又は撤去する装置のお客さま番号（水道番号が一連番号の場合は、最初と最後のお客さま番号）を記入すること。 ただし、メータを経由しない部分を改造するときは記入不要とする。 なお、お客さま番号が一連番号となっていない場合は<u>お客さま番号ごとに必要部数を作成すること。</u></p> <p>イ 設計図</p> <p>「本節 12.3.1 (2) 記入方法」によるとともに、次による。</p> <p>(ア) 図示範囲は受水タンクから改造箇所までを図示し、その他の部分は省略できる。</p> <p>(イ) 撤去のうち、メータのみ撤去して装置をそのまま使用するときや、受水タンク以下装置をすべて撤去する場合の設計図は不要とする。</p> <p>ウ 設置改造（又は撤去）調書</p> <p>(ア) 指定事業者調書の標題を抹消して、「受水タンク以下装置改造（又は撤去）調書」と記入して提出すること。</p> <p>(イ) 摘要欄には、該当するお客さま番号と件数、メータ設置方式（変更となる場合は、変更後のメータ設置方式）を記入すること。 （例：総括方式に変更、又は経由方式に変更）</p> <p>(ウ) その他は、「本節 12.3.1 (2) 記入方法」による。</p>	<p>様式変更に伴う取扱いの変更</p>
<p>第三章 第 2 節</p>	<p>13.3.3 <u>メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する</u> <u>場合</u></p>	<p>13.3.3 <u>メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する</u> <u>場合</u></p>	<p>様式変更に伴う取扱い</p>

<p>13 13.3.3</p>	<p>この場合は、既設の受水タンク以下装置のメータ撤去手続と合わせて増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続が必要となる。 <u>なお、受水タンク以下メータの撤去申請については不要とする。</u> 増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続については、「本節 13.3.1 新たにメータを設置する場合」によるとともに、次によること。 ア 設置承認申請書に「様式記入例・作成例」を参考にして、「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」の□にチェックし、受水タンク以下装置で使用していたお客さま番号をあらかじめ記入すること。 イ 設置調書の摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、当該お客さま番号と件数、及びメータ設置方式を記入し、「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。 ウ 設計図の作成は、既設管との接続部を図示し、余白に「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。</p>	<p>この場合は、既設の受水タンク以下装置のメータ撤去手続と合わせて増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続が必要となる。 (1) 受水タンク以下装置のメータ撤去の手続 ア 「本節 12.3.2 メータの設置されている既設受水タンク以下装置を改造又は撤去する場合」によること。 イ 撤去承認申請書の摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、「増圧直結に変更」「お客さま番号再使用」と記入すること。 ウ 撤去調書に「様式記入例・作成例」を参考にして、当該お客さま番号と件数を記入し、「増圧直結に変更」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。 (2) 増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設の手続 「本節 13.3.1 新たにメータを設置する場合」によるとともに、次によること。 ア 設置承認申請書の摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と記入し、受水タンク以下装置で使用していたお客さま番号をあらかじめ記入すること。 イ 設置調書の摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、当該お客さま番号と件数、及びメータ設置方式を記入し、「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。 ウ 設計図の作成は、既設管との接続部を図示し、余白に「タンク以下装置からの切替」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。</p>	<p>の変更</p>
<p>第三章 第2節 12 12.3.4</p>	<p>13.3.4 メータの設置されている特例直圧給水の既設給水装置に増圧給水設備を設置する場合 この場合は、既設の特例直圧給水メータ撤去手続と併せて、増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設手続が必要となる。 (1) 提出書類 ア 「増圧給水設備以下メータ設置新設承認申請書」(様式 55-1、以下「新設承認申請書」という。) イ 「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。) ウ 「設計図」 エ 「指定給水装置工事事業者工事調書」兼、増圧給水設備以下メータ設置(新設)調書 兼、特例直圧給水メータ設置(撤去)調書(様式 2-1、以下「設置調書」という。) (2) 記入方法 ア 新設承認申請書 (ア) 申請者が同じ場合 標題の「増圧給水設備以下給水装置」及び当該工種の□にチェックし、給水装置を単位に各戸を一括して1部提出すること。 また、「様式記入例・作成例」を参考にして、「特例直圧給水から変更」「お客さま番号再使用」の□にチェックし、お客さま番号の欄には、特例直圧給水として使用していたお客さま番号(お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号)及び件数を記入すること。 (イ) 申請者が異なる場合 標題の「増圧給水設備以下給水装置」及び当該工種の□にチェックし、それぞれ申請者ごとに提出すること。 <u>なお、「様式記入例・作成例」を参考にして、「特例直圧給水に変更」「お客さま番号再使用」の□にチェックすること。</u> イ 工事申請申込書 工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。 (ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。 (イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。 ウ 設計図 「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成すること。 エ 設置調書 (ア) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水設備以下メータ設置(新設)調書兼、特例直圧給水メータ設置(撤去)調書」と記入し</p>	<p>13.3.4 メータの設置されている特例直圧給水の既設給水装置に増圧給水設備を設置する場合 この場合は、既設の特例直圧給水メータ撤去手続と併せて、増圧給水設備以下の給水装置のメータ新設手続が必要となる。 (1) 提出書類 ア 「特例直圧給水メータ撤去承認申請書」(様式 55、以下「撤去承認申請書」という。) イ 「増圧給水設備以下メータ新設承認申請書」(様式 55、以下「新設承認申請書」という。) ウ 「給水装置工事申請申込書」(様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。) エ 「設計図」 オ 「指定給水装置工事事業者工事調書兼、増圧給水設備以下メータ設置(新設)調書 兼、特例直圧給水メータ設置(撤去)調書(様式 2-1、以下「設置調書」という。) (2) 記入方法 ア 撤去承認申請書 (ア) 申請者が同じ場合 標題の「特例直圧給水」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、給水装置を単位に各戸を一括して1部提出すること。 また、お客さま番号の欄には、撤去する装置のお客さま番号(お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号)及び件数を記入すること。 (イ) 申請者が異なる場合 標題の「特例直圧給水」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、それぞれ申請者ごとに提出すること。 なお、摘要欄「様式記入例・作成例」を参考にして、「増圧直結に変更」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。 イ 新設承認申請書 (ア) 申請者が同じ場合 標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、給水装置を単位に各戸を一括して1部提出すること。 また、お客さま番号の欄には、新設する装置のお客さま番号(お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号)及び件数を記入すること。 (イ) 申請者が異なる場合 標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、それぞれ申請者ごとに提出すること。 ウ 工事申請申込書 工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。 (ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定さ</p>	<p>様式変更に伴う取扱いの変更</p>

	<p>て提出すること。</p> <p>(イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。</p> <p>(ウ) 右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。</p> <p>(エ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（経由方式又は総括方式）を赤書きで記入すること。</p>	<p>れた者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。</p> <p>(イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。</p> <p>エ 設計図 「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成すること。</p> <p>オ 設置調書 (ア) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、増圧給水設備以下メータ設置（新設）調書兼、特例直圧給水メータ設置（撤去）調書」と記入して提出すること。</p> <p>(イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。</p> <p>(ウ) 右上給水方式欄の「増圧給水設備以下給水装置」にチェックを記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。</p> <p>(エ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（経由方式又は総括方式）を赤書きで記入すること。</p>	
<p>第三章 第 2 節 14</p>	<p>1.4 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い</p> <p>「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によることとし、文中「増圧給水設備以下、増圧直結」とあるのは、「特例直圧給水」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、メータの設置されている増圧給水設備以下の既設給水装置を特例直圧給水方式に変更する場合は次による。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 「特例直圧給水メータ設置新設承認申請書」（様式 55-1、以下、「新設承認申請書」という。）</p> <p>イ 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。）</p> <p>ウ 「設計図」</p> <p>エ 「指定給水装置工事業者工事調書」兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書 兼、増圧給水設備以下メータ設置（撤去）調書（様式 2-1、以下「設置調書」という。）</p> <p>(2) 記入方法</p> <p>ア 新設承認申請書</p> <p>(ア) 申請者が同じ場合 標題の「特例直圧給水」及び当該工種の□にチェックし、給水装置を単位に各戸を一括して 1 部提出すること。 また、「様式記入例・作成例」を参考にして、「特例直圧給水から変更」「お客さま番号再使用」の□にチェックし、お客さま番号の欄には、増圧給水設備以下として使用していたお客さま番号（お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。</p> <p>(イ) 申請者が異なる場合 標題の「特例直圧給水」及び当該工種の□にチェックし、それぞれ申請者ごとに提出すること。 なお、摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、「増圧直結から変更」「お客さま番号再使用」の□にチェックすること。</p> <p>イ 工事申請申込書 工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。</p> <p>(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。</p> <p>(イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。</p> <p>ウ 設計図 「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成すること。</p> <p>エ 設置調書 (ア) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書兼、増圧給水設備以下メータ設置（撤去）調書」と記入して提出すること。</p> <p>(イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。</p> <p>(ウ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（経由方式又は総括方式）を赤</p>	<p>1.4 特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い</p> <p>「本節 13 増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い」によることとし、文中「増圧給水設備以下、増圧直結」とあるのは、「特例直圧給水」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、メータの設置されている増圧給水設備以下の既設給水装置を特例直圧給水方式に変更する場合は次による。</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 「増圧給水設備以下メータ撤去承認申請書」（様式 55、以下、「撤去承認申請書」という。）</p> <p>イ 「特例直圧給水メータ新設承認申請書」（様式 55、以下、「新設承認申請書」という。）</p> <p>ウ 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。）</p> <p>エ 「設計図」</p> <p>オ 「指定給水装置工事業者工事調書兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書 兼、増圧給水設備以下メータ設置（撤去）調書（様式 2-1、以下「設置調書」という。）</p> <p>(2) 記入方法</p> <p>ア 撤去承認申請書</p> <p>(ア) 申請者が同じ場合 標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、給水装置を単位に各戸を一括して 1 部提出すること。 また、お客さま番号の欄には、撤去する装置のお客さま番号（お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。</p> <p>(イ) 申請者が異なる場合 標題の「増圧給水設備以下給水装置」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、それぞれ申請者ごとに提出すること。 なお、摘要欄「様式記入例・作成例」を参考にして、「特例直圧給水に変更」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。</p> <p>イ 新設承認申請書</p> <p>(ア) 申請者が同じ場合 標題の「特例直圧給水」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、給水装置を単位に各戸を一括して 1 部提出すること。 また、お客さま番号の欄には、新設する装置のお客さま番号（お客さま番号が一連の場合は、最初と最後の番号）及び件数を記入すること。</p> <p>(イ) 申請者が異なる場合 標題の「特例直圧給水」の□にチェック及び当該工種を○で囲み、それぞれ申請者ごとに提出すること。 なお、摘要欄に「様式記入例・作成例」を参考にして、「増圧直結から変更」「お客さま番号再使用」と赤書きすること。</p> <p>ウ 工事申請申込書 工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。</p> <p>(ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された</p>	<p>様式変更に伴う取扱いの変更</p>

	<p>書きで記入すること。 (エ) 右上給水方式欄の「特例直圧給水」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。</p>	<p>者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。 (イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。 エ 設計図 「給水装置設計・施工基準 25 設計図及び完成図の作成方法」により作成すること。 オ 設置調書 (ア) 設置調書は、当該工事の設計審査申込書を兼用し、その標題の下部余白に「兼、特例直圧給水メータ設置（新設）調書兼、増圧給水設備以下メータ設置（撤去）調書」と記入して提出すること。 (イ) お客さま番号欄には、親メータのお客さま番号を記入すること。 (ウ) 摘要欄には、当該お客さま番号、件数及びメータ設置方式（経由方式又は総括方式）を赤書きで記入すること。 (エ) 右上給水方式欄の「特例直圧給水」にチェック、階高を記入し、子メータ有無の該当する箇所を○で囲むこと。</p>	
<p>第三章 第 2 節 15 15.2.1</p>	<p>15 給水管更生工事に関する取扱い 15.2.1 設計審査等 (省略) (2) 提出書類及び記入方法 ア 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。） 工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。 (ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。 (イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。 イ 「指定給水装置工事業者工事調書」（様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。） 摘要欄に「更生工事」の字句、施工範囲・工法、施行予定年月日、一時工用新設メータ有の表示及びお客さま番号（工事用のメータを設置する場合）の各事項を記入すること。 （記入例：一時工用メータ有（1 件）○○-○○○○○○-○○） また、総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、標題「指定給水装置工事業者工事調書」の下部余白に「兼増圧給水設備（又は特例直圧給水、三階までの例外）以下メータ設置改造調書」と記入して提出すること。 ウ <u>メータ設置承認申請書（様式 55-1）</u> ただし、一時工用メータを総括親メータ上流側で支分栓として設置する場合は、「本節 26.3 工用その他一時使用を目的とした工事の申込み」によること。 (ア) 総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「改造」の□にチェックし、提出すること（以下「改造承認申請書」という。）。 (イ) 総括子メータとして、一時工用メータを新設する場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「新設・撤去」の□にチェックし、摘要欄に赤色で「一時工用メータ」と記入して（ア）とは別に提出すること（以下「新設承認申請書」という。）。</p>	<p>15 給水管更生工事に関する取扱い 15.2.1 設計審査等 (省略) (2) 提出書類及び記入方法 ア 「給水装置工事申請申込書」（様式 1-3、以下「工事申請申込書」という。） 工事申請申込書の作成方法は、「本節 1.5 施行承認の申込方法」によるほか、以下による。 (ア) 工事申込書の裏面「◎」欄に給水条例第 15 条により所有者から管理人として選定された者の住所、氏名及び電話番号が記入されていること。 (イ) 管理人の変更を行う場合は、「本章 第 3 節 5.4 届出」によるほか、工事申請申込書の裏面「◎」欄に変更となる管理人を記入し提出すること。 イ 「指定給水装置工事業者工事調書」（様式 2-1、以下「指定事業者調書」という。） 摘要欄に「更生工事」の字句、施工範囲・工法、施行予定年月日、一時工用新設メータ有の表示及びお客さま番号（工事用のメータを設置する場合）の各事項を記入すること。 （記入例：一時工用メータ有（1 件）○○-○○○○○○-○○） また、総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、標題「指定給水装置工事業者工事調書」の下部余白に「兼増圧給水設備（又は特例直圧給水、三階までの例外）以下メータ設置改造調書」と記入して提出すること。 ウ <u>増圧給水設備以下、特例直圧給水、三階までの例外メータ設置（新設・改造・撤去）承認申請書（様式 55）</u> ただし、一時工用メータを総括親メータ上流側で支分栓として設置する場合は、「本節 26.3 工用その他一時使用を目的とした工事の申込み」によること。 (ア) 総括子メータ下流側の更生工事を行う場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「改造」を○で囲み、提出すること（以下「改造承認申請書」という。）。 (イ) 総括子メータとして、一時工用メータを新設する場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「新設・撤去」を○で囲み、摘要欄に赤色で「一時工用メータ」と記入して（ア）とは別に提出すること（以下「新設承認申請書」という。）。</p>	<p>様式変更に伴う取扱いの変更</p>
<p>第三章 第 2 節 15 15.3.1</p>	<p>15.3.1 設計審査等 (省略) (2) 提出書類及び記入方法 ア 「工事申請申込書」（様式 1-3） 申請区分は、該当がないためチェックしない。 イ <u>「受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書」（様式 55-2.）</u> <u>（ア）該当する給水方式及び「改造」の□にチェックし、提出すること。（以下「タンク以下改造承認申請書兼工事調書」という。）</u> また、摘要欄に「更生工事」の字句、施工範囲・工法、施行予定年月日、一時工用新設メータ有の表示及びお客さま番号（工事用のメータを設置する場合）の各事項を記入すること。 <u>（イ）受水タンク以下装置の子メータとして、一時工用メータを新設する場合は、「新設・</u></p>	<p>15.3.1 設計審査等 (省略) (2) 提出書類及び記入方法 ア 「工事申請申込書」（様式 1-3） 申請区分は、該当がないためチェックしない。 イ 「受水タンク以下装置メータ設置改造調書」（様式 2-1、以下「タンク以下改造調書」という。） 「指定給水装置工事業者工事調書」（様式 2-1）を用い、その標題を抹消し「受水タンク以下装置メータ設置改造調書」と記入して提出すること。 また、摘要欄に「更生工事」の字句、施工範囲・工法、施行予定年月日、一時工用新設メータ有の表示及びお客さま番号（工事用のメータを設置する場合）の各事項を記入すること。</p>	<p>様式変更に伴う取扱いの変更</p>

	<p><u>撤去」の□にチェックし、摘要欄に赤色で「一時工事用水」とき記入してタンク以下改造承認申請書兼工事調書とは別に提出すること。(以下「タンク以下新設・改造承認申請書」という。)</u></p> <p><u>ウ</u> 「施行状況報告書」(様式 271) 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p> <p><u>エ</u> 「施工計画書・工程表等」 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p> <p><u>オ</u> 「設計図」 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p> <p><u>カ</u> 給水管更生工事に係る料金請求等確認書(様式 68) 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p>	<p><u>ウ</u> 「受水タンク以下装置メータ設置改造承認申請書」(様式 55、以下「タンク以下改造調書」という。) なお、受水タンク以下装置の子メータとして、一時工事用メータを新設する場合は、該当する給水方式の□にチェック及び「新設・撤去」を○で囲み、摘要欄に赤色で「一時工事用水」と記入してタンク以下改造調書とは別に提出すること。(以下「タンク以下新設・撤去承認申請書」という。)</p> <p><u>エ</u> 「施行状況報告書」(様式 271) 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p> <p><u>オ</u> 「施工計画書・工程表等」 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p> <p><u>カ</u> 「設計図」 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p> <p><u>キ</u> 給水管更生工事に係る料金請求等確認書(様式 68) 「本節 15.2.1 (2) 提出書類及び記入方法」による。</p>	
--	---	---	--

第三章
第2節
27
27.5

2.7 給水装置工事電子申請機能における給水装置工事等の申込み

27.5 電子申請における申請書類一覧

種別	様式番号	様式名	
システム内で作成する書類	1-1	給水装置工事電子申請申込書	
	1-2	指定給水装置工事事業者工事調書	
	5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書	
	37-1	指定給水装置工事事業者工事検査申込書	
	42-1	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書	
	42-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)	
	42-3	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)	
	43-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)	
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	
	213-3	給水装置の設置について(回答)	
	279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書	
	必要に応じてシステム内で作成する書類	3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届
		6	給水装置不使用兼撤去届
213-2		雑用水利用を開始する建築物の報告	
214		自己認証品使用報告書	
システムへ添付する書類(必須書類)	参考	設計図	
	参考	完成図	
	参考	掘削及び道路復旧予定図	
	参考	分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類	
	参考	現況写真	
必要に応じてシステムへ添付する書類	1-3	給水装置工事申請申込書	
	2-1	指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書	
	43-2	三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答	
	55-1	メータ設置承認申請書	
	55-2	受水タンク以下メータ設置承認申請書兼工事調書	
	57	共同住宅扱い管理人使用者等変更届兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届	
	91	道路占用許可申請書	
	196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表	
	196-1	増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用	
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	
	213-3	給水装置の設置について(回答)	
	239	貯水槽水道設置・変更・廃止届	
	251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類	
	276	入館方法の報告	
	277	給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))	
	参考	案内図	
	参考	道路占用申請パターン図	
	参考	支分栓の撤去写真	
	参考	水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し	
	参考	道路復旧共同施工協議書	
必要に応じて提出する書類(持参)	37-2	指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)	
	参考	工事写真帳	

2.7 給水装置工事電子申請機能における給水装置工事等の申込み

27.5 電子申請における申請書類一覧

種別	様式番号	様式名	
システム内で作成する書類	1-1	給水装置工事電子申請申込書	
	1-2	指定給水装置工事事業者工事調書	
	5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書	
	37-1	指定給水装置工事事業者工事検査申込書	
	42-1	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書	
	42-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(依頼)	
	42-3	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査申請書(回答)	
	43-2	三階までの直圧給水・特例直圧給水事前調査結果(回答)	
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	
	213-3	給水装置の設置について(回答)	
	279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書	
	必要に応じてシステム内で作成する書類	3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承諾届
		6	給水装置不使用兼撤去届
213-2		雑用水利用を開始する建築物の報告	
214		自己認証品使用報告書	
システムへ添付する書類(必須書類)	参考	設計図	
	参考	完成図	
	参考	掘削及び道路復旧予定図	
	参考	分岐及び配管施工者実務経験証明書及び証明書類	
	参考	現況写真	
必要に応じて電子ファイル又は窓口へ提出する書類	1-3	給水装置工事申請申込書	
	2-1	指定給水装置工事事業者工事調書 受水タンク以下装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書	
	43-2	三階までの直結給水・特例直結給水事前調査結果回答	
	55	増圧・特例・例外受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	
	56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書	
	57	共同住宅扱い管理人使用者等変更届兼受水タンク以下メータ設置管理人(選定・変更)届	
	91	道路占用許可申請書	
	196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表	
	196-1	増圧給水設備設置状況調査表 直列多段・並列給水方式用	
	213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	
	213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	
	213-3	給水装置の設置について(回答)	
	239	貯水槽水道設置・変更・廃止届	
	276	入館方法の報告	
	277	給水装置関係各種届出書(給水装置(共有・所有者名義変更(全部・一部)・工事完了))	
	参考	案内図	
	参考	道路占用申請パターン図	
	参考	支分栓の撤去写真	
	参考	水質試験(又は浸出性能試験)の結果書の写し	
	参考	道路復旧共同施工協議書	
	必要に応じて提出する書類(持参)	37-2	指定給水装置工事事業者工事検査申込書(再検査)
251		緊急時対応責任者・分岐及び配管施工者変更届及び証明書類	
参考		工事写真帳	
参考		道路復旧共同施工協議書	

様式の変更及び電子申請システムに添付可能な書類を追加したことによる一覧表の変更

第三章
第2節
27
27.5.8

27.5.8 完成検査申込みにおける提出書類記入方法及び提出方法

電子申請システムによる完成検査は、給水条例第6条第2項第2号の規定に基づき、指定事業者が施行する給水装置工事が完了したときに、都が行う検査であり、受付部署窓口へ電子申請システムにより申し込む。

(1) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類

「工事検査申込書」(様式37-1)

次のアからカを確認及び選択すること。

ア 標題及び申込年月日

該当する区分(工種)及び申込年月日を確認及び選択すること。

27.5.8 完成検査申込みにおける提出書類記入方法及び提出方法

電子申請システムによる完成検査は、給水条例第6条第2項第2号の規定に基づき、指定事業者が施行する給水装置工事が完了したときに、都が行う検査であり、受付部署窓口へ電子申請システムにより申し込む。

(1) 原本として提出する書類

「本節27.5.4(4) 必要に応じて電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類」により提出した書類を「本節27.7 書類の提出」により提出すること。

(2) 電子申請システムへ入力を行い提出する書類

「工事検査申込書」(様式37-1)

電子申請システムにおける窓口提出の取扱い変更

<p>イ お客さま番号 当該給水装置のお客さま番号を確認すること。</p> <p>ウ 工事場所 工事場所の住所を確認すること。</p> <p>エ 施工主 施工主の氏名、電話番号を確認すること。</p> <p>オ 申込者（指定給水装置工事事業者） 指定給水装置工事事業者の指定番号、住所、名称、代表者名、電話番号を確認すること。</p> <p>カ 給水装置工事主任技術者 当該工事を担当する主任技術者の免状交付番号と氏名を選択すること。</p> <p>(2) 電子申請システムへ追加入力を行い提出する書類 「工事調書」（様式1-2） 次の項目について追加入力を行うこと。</p> <p>ア 完工年月日 イ 通水確認年月日 ウ 耐圧試験実施年月日 エ 残留塩素濃度測定年月日及び測定値 なお、撤去工事の場合は、イからエの入力は不要とする。</p> <p>(3) 電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類 ア 「完成図」 「給水装置設計・施行基準25 設計図及び完成図の作成方法」により作成したものを、次の（ア）及び（イ）について注意し、電子ファイルにより提出すること。 （ア）完成図は原則1枚につき1つの電子ファイルとする。ただし、用紙サイズがすべて同じ場合は1つの電子ファイルで複数枚の図面添付が可能である。 （イ）添付する完成図の用紙サイズは原則A4からA1サイズまでとし、ファイル名の末尾に用紙サイズを追記すること。（例：〇区〇町〇—〇—〇完成図A3） また、完成図の訂正等により再添付する場合、訂正前のファイル名と同一にならないようファイル名の一部を変更すること。（例：〇月〇日訂正〇区〇町〇—〇—〇完成図A3）</p> <p>イ 支分栓の撤去工事写真（改造工事の撤去部含む） ただし、工事写真帳は受付部署窓口へ直接提出すること。</p> <p>(4) 受水タンク以下申請の完成図提出 電子申請システム上に電子ファイルで提出すること。</p> <p>(5) 完成検査申込時の注意事項 「本節27.3 申込み時の注意事項」によるほか、次に該当する場合についても、完成検査申込みを受理することが出来ず「差戻し（再申込み）」の対象となるため注意すること。</p> <p>ア 設計審査手数料の納入が確認できないもの イ 完成図の内容が、設計審査時と大きく異なるもの ウ 工事写真帳の提出が確認できないもの</p> <p>(6) 立会予定日時の調整 現場立会を要する工事は、完成検査申込み受付け後、受付部署窓口担当者から電話等により日程調整の連絡が入り、調整結果が電子申請システムにより通知されるため確認を行うこと。 なお、現場立会は、原則として工事検査手数料の納入後に行う。</p> <p>(7) 支給材料 都がメータ交付時又は現場立会時等に支給するお客さま識別標及び結束バンドは、「給水装</p>	<p>次のアからカを確認及び選択すること。</p> <p>ア 標題及び申込年月日 該当する区分（工種）及び申込年月日を確認及び選択すること。</p> <p>イ お客さま番号 当該給水装置のお客さま番号を確認すること。</p> <p>ウ 工事場所 工事場所の住所を確認すること。</p> <p>エ 施工主 施工主の氏名、電話番号を確認すること。</p> <p>オ 申込者（指定給水装置工事事業者） 指定給水装置工事事業者の指定番号、住所、名称、代表者名、電話番号を確認すること。</p> <p>カ 給水装置工事主任技術者 当該工事を担当する主任技術者の免状交付番号と氏名を選択すること。</p> <p>(3) 電子申請システムへ追加入力を行い提出する書類 「工事調書」（様式1-2） 次の項目について追加入力を行うこと。</p> <p>ア 完工年月日 イ 通水確認年月日 ウ 耐圧試験実施年月日 エ 残留塩素濃度測定年月日及び測定値 なお、撤去工事の場合は、イからエの入力は不要とする。</p> <p>(4) 電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類 ア 「完成図」 「給水装置設計・施行基準25 設計図及び完成図の作成方法」により作成したものを、次の（ア）及び（イ）について注意し、電子ファイルにより提出すること。 （ア）完成図は原則1枚につき1つの電子ファイルとする。ただし、用紙サイズがすべて同じ場合は1つの電子ファイルで複数枚の図面添付が可能である。 （イ）添付する完成図の用紙サイズは原則A4からA1サイズまでとし、ファイル名の末尾に用紙サイズを追記すること。（例：〇区〇町〇—〇—〇完成図A3） また、完成図の訂正等により再添付する場合、訂正前のファイル名と同一にならないようファイル名の一部を変更すること。（例：〇月〇日訂正〇区〇町〇—〇—〇完成図A3）</p> <p>イ 支分栓の撤去工事写真（改造工事の撤去部含む） ただし、工事写真帳は受付部署窓口へ直接提出すること。</p> <p>(5) 受水タンク以下申請の完成図提出 電子申請システム上に電子ファイルで提出すること。</p> <p>(6) 完成検査申込時の注意事項 「本節27.3 申込み時の注意事項」によるほか、次に該当する場合についても、完成検査申込みを受理することが出来ず「差戻し（再申込み）」の対象となるため注意すること。</p> <p>ア 設計審査手数料の納入が確認できないもの イ 完成図の内容が、設計審査時と大きく異なるもの ウ 工事写真帳の提出が確認できないもの エ 「本節27.7 書類の提出」による提出が確認できないもの</p> <p>(7) 立会予定日時の調整 現場立会を要する工事は、完成検査申込み受付け後、受付部署窓口担当者から電話等により日程調整の連絡が入り、調整結果が電子申請システムにより通知されるため</p>	
---	---	--

	置設計・施行基準24 通水確認及びお客さま識別標の取付け」により現地へ取付けること。	確認を行うこと。 なお、現場立会は、原則として工事検査手数料の納入後に行う。 (8) 支給材料 都がメータ交付時又は現場立会時等に支給するお客さま識別標及び結束バンドは、「給水装置設計・施行基準24 通水確認及びお客さま識別標の取付け」により現地へ取付けること。	
第三章 第2節 27 27.6.2	27.6.2 設計変更等により受付部署窓口扱いとなるもの (1) 工事内容の変更により受付部署窓口扱いとなるもの 設計変更により工事内容が「本節27.2 受付対象工事」により、電子申請システムの対象外となる場合は、「設計変更届」を電子申請システムにより提出以降、電子申請システムでは取扱うことができないため、受付部署窓口での扱いとなる。 そのため、「指定給水装置工事業業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書（様式37）」及び完成図1部を直接受付部署窓口へ提出すること。 (削除)	27.6.2 設計変更等により受付部署窓口扱いとなるもの (1) 工事内容の変更により受付部署窓口扱いとなるもの 設計変更により工事内容が「本節27.2 受付対象工事」により、電子申請システムの対象外となる場合は、「設計変更届」を電子申請システムにより提出以降、電子申請システムでは取扱うことができないため、受付部署窓口での扱いとなる。 そのため、「指定給水装置工事業業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書（様式37）」及び完成図1部を直接受付部署窓口へ提出すること。 また、「本節27.5.4 (4) 必要に応じて電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類」については、完成検査申込みまでに受付部署窓口へ直接提出すること。	電子申請システムにおける窓口提出の取扱い変更
第三章 第2節 27 27.7	(削除)	27.7 書類の提出 「本節27.5.4 (4) 必要に応じて電子申請システムへ電子ファイルを添付して提出する書類」による書類は完成検査申込前までに受付部署窓口への持ち込みにより提出すること。 また、申請書類の余白へ電子申請システムの申請番号（上位桁の不要な「0」を除く）を明記すること。（記入例）申請番号〇〇〇〇〇 なお、郵送による提出はできない。	電子申請システムにおける窓口提出の取扱い変更
第三章 第2節 29 29.2	29 給水装置の工事に関する文書等の写しの交付及び閲覧等に関する取扱い 29.2 写しの交付及び閲覧の対象となる資料 (1) 給水装置関係文書 ア 給水装置工事申請申込書 イ 給水装置関係各種届出書 ウ 指定給水装置工事業業者工事調書 エ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 オ 指定給水装置工事業業者（新設、改造、撤去）工事検査申込書 カ 工事調書 キ 取付替工事調書 ク <u>メータ設置承認申請書</u> ケ <u>受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書</u>	29 給水装置の工事に関する文書等の写しの交付及び閲覧等に関する取扱い 29.2 写しの交付及び閲覧の対象となる資料 (1) 給水装置関係文書 ア 給水装置工事申請申込書 イ 給水装置関係各種届出書 ウ 指定給水装置工事業業者工事調書 エ 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 オ 指定給水装置工事業業者（新設、改造、撤去）工事検査申込書 カ 工事調書 キ 取付替工事調書 ク <u>増圧/特例/例外/受水タンク以下装置メータ設置（新設、改造、撤去）承認申請書</u> ケ <u>増圧/特例/例外/受水タンク以下装置メータ設置（新設、改造、撤去）調書</u>	様式変更に伴う閲覧可能となる文書の追加

<p>第三章 第3節 2 2.4</p>	<p style="text-align: center;">第3節 都と水道使用者との関係</p> <p>2 給水義務（水道事業者の責任事項）</p> <p>2.4 水道水の水質検査</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>水道事業者によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して供給を受ける水の水質検査を請求することができ、水道事業者は、この請求があったとき、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない（水道法第18条）。</p> </div> <p>都においても、都の水道を使用し、かつ都の給水契約の相手方である使用者は本人が使用する水道の水質に関して、検査の申し込みができるとしている。</p> <p>水質検査は、当該水道の所在地を所管する取扱事業所に直接申し込むこと。</p> <p>なお、都合で直接、取扱事業所に行けない場合は、電話でも申し込むことができる。</p> <p>申込場所 23区内：水道局お客さまセンター 多摩地区：水道局多摩お客さまセンター</p>	<p style="text-align: center;">第3節 都と水道使用者との関係</p> <p>2 給水義務（水道事業者の責任事項）</p> <p>2.4 水道水の水質検査</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>水道事業者によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して供給を受ける水の水質検査を請求することができ、水道事業者は、この請求があったとき、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない（水道法第18条）。</p> </div> <p>都においても、都の水道を使用し、かつ都の給水契約の相手方である使用者は本人が使用する水道の水質に関して、検査の申し込みができるとしている。</p> <p>水質検査の申し込みは、「水道水質検査申込書」（様式145）に必要事項を記入して、当該水道の所在地を所管する取扱事業所に提出して行う。</p> <p>なお、都合で直接、取扱事業所に行けない場合は、電話でも申し込むことができる。</p> <p>申込場所 23区内：水道局お客さまセンター 多摩地区：水道局多摩お客さまセンター</p>	<p>様式廃止に伴う取扱いの変更</p>
----------------------------------	---	---	----------------------

給水装置設計・施工基準（給水装置編）	給水装置設計・施工基準（給水装置編）	給水装置設計・施工基準（給水装置編）																																																							
第1節 8 8.2.4	<p style="text-align: center;">第1節 給水装置設計・施工基準</p> <p>8 直結給水方式</p> <p>8.2.4 増圧給水設備以下の給水装置のメータ設置（省略）</p> <p>（3）メータ設置の規則性</p> <p>「15.8 集合住宅等におけるメータ設置の規則性の確保」を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 給水装置設計・施工基準</p> <p>8 直結給水方式</p> <p>8.2.4 増圧給水設備以下の給水装置のメータ設置（省略）</p> <p>（3）メータ設置の規則性</p> <p>「15.7 集合住宅におけるメータ設置の規則性の確保」を適用する。</p>	記載内容の修正																																																						
	<p>13 配管</p> <p>13.1 給水管の選定</p> <p>13.1.1 道路下に使用する給水管</p> <p>（1）道路下に使用する給水管</p> <p>配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて次の材料を使用しなければならない（給水条例施行規程第6条の2）</p> <table border="1" data-bbox="371 926 1501 1509"> <tr> <td colspan="3">【50mm以下の給水管】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">日本水道協会規格「水道用波状ステンレス鋼管（JWWA G 119）」の波状管B（SUS316）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">日本水道協会規格「水道用ステンレス鋼管（JWWA G 115）」の水道用ステンレス鋼管B（SUS316）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※原則として、水道用波状ステンレス鋼管Bを使用する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【75mm以上の給水管】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">75mm～350mm：GX形ダクタイル鋳鉄管</td> </tr> <tr> <th>品目</th> <th>呼び径</th> <th>適用規格及び仕様等</th> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>75～350mm</td> <td>日本水道協会規格「水道用GX形ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 120）」（GX形）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。</td> </tr> </table>	【50mm以下の給水管】			日本水道協会規格「水道用波状ステンレス鋼管（JWWA G 119）」の波状管B（SUS316）			日本水道協会規格「水道用ステンレス鋼管（JWWA G 115）」の水道用ステンレス鋼管B（SUS316）			※原則として、水道用波状ステンレス鋼管Bを使用する。			【75mm以上の給水管】			75mm～350mm：GX形ダクタイル鋳鉄管			品目	呼び径	適用規格及び仕様等	ダクタイル鋳鉄管	75～350mm	日本水道協会規格「水道用GX形ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 120）」（GX形）	※ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。			<p>13 配管</p> <p>13.1 給水管の選定</p> <p>13.1.1 道路下に使用する給水管</p> <p>（1）道路下に使用する給水管</p> <p>配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて次の材料を使用しなければならない（給水条例施行規程第6条の2）</p> <table border="1" data-bbox="1593 926 2724 1556"> <tr> <td colspan="3">【50mm以下の給水管】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">日本水道協会規格「水道用波状ステンレス鋼管（JWWA G 119）」の波状管B（SUS316）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">日本水道協会規格「水道用ステンレス鋼管（JWWA G 115）」の水道用ステンレス鋼管B（SUS316）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※原則として、水道用波状ステンレス鋼管Bを使用する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【75mm以上の給水管】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">75mm～350mm：GX形ダクタイル鋳鉄管</td> </tr> <tr> <th>品目</th> <th>呼び径</th> <th>適用規格及び仕様等</th> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>75～350mm</td> <td>日本水道協会規格「水道用GX形ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 120）」（GX形）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※NS型ダクタイル鋳鉄管350mmについては、令和7年3月31日まで経過措置として使用可能とする。※ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。</td> </tr> </table>	【50mm以下の給水管】			日本水道協会規格「水道用波状ステンレス鋼管（JWWA G 119）」の波状管B（SUS316）			日本水道協会規格「水道用ステンレス鋼管（JWWA G 115）」の水道用ステンレス鋼管B（SUS316）			※原則として、水道用波状ステンレス鋼管Bを使用する。			【75mm以上の給水管】			75mm～350mm：GX形ダクタイル鋳鉄管			品目	呼び径	適用規格及び仕様等	ダクタイル鋳鉄管	75～350mm	日本水道協会規格「水道用GX形ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 120）」（GX形）	※NS型ダクタイル鋳鉄管350mmについては、令和7年3月31日まで経過措置として使用可能とする。※ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。			使用材料の取扱い終了に伴う文言削除
【50mm以下の給水管】																																																									
日本水道協会規格「水道用波状ステンレス鋼管（JWWA G 119）」の波状管B（SUS316）																																																									
日本水道協会規格「水道用ステンレス鋼管（JWWA G 115）」の水道用ステンレス鋼管B（SUS316）																																																									
※原則として、水道用波状ステンレス鋼管Bを使用する。																																																									
【75mm以上の給水管】																																																									
75mm～350mm：GX形ダクタイル鋳鉄管																																																									
品目	呼び径	適用規格及び仕様等																																																							
ダクタイル鋳鉄管	75～350mm	日本水道協会規格「水道用GX形ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 120）」（GX形）																																																							
※ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。																																																									
【50mm以下の給水管】																																																									
日本水道協会規格「水道用波状ステンレス鋼管（JWWA G 119）」の波状管B（SUS316）																																																									
日本水道協会規格「水道用ステンレス鋼管（JWWA G 115）」の水道用ステンレス鋼管B（SUS316）																																																									
※原則として、水道用波状ステンレス鋼管Bを使用する。																																																									
【75mm以上の給水管】																																																									
75mm～350mm：GX形ダクタイル鋳鉄管																																																									
品目	呼び径	適用規格及び仕様等																																																							
ダクタイル鋳鉄管	75～350mm	日本水道協会規格「水道用GX形ダクタイル鋳鉄管（JWWA G 120）」（GX形）																																																							
※NS型ダクタイル鋳鉄管350mmについては、令和7年3月31日まで経過措置として使用可能とする。※ダクタイル鋳鉄管は、1種管で、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装の仕様を標準とする。																																																									
第1節 15 15.2.4	<p>15 メータ設置の取扱い</p> <p>15.2.4 各戸メータ設置条件（省略）</p> <p>（6）メータ室及びメータ設置環境（省略）</p> <p>キ 集合住宅の各戸にメータを設置する場合は「15.8 集合住宅における等におけるメータ設置の規則性の確保」を適用する。</p>	<p>15 メータ設置の取扱い</p> <p>15.2.4 各戸メータ設置条件（省略）</p> <p>（6）メータ室及びメータ設置環境（省略）</p> <p>キ 集合住宅の各戸にメータを設置する場合は「15.7 集合住宅におけるメータ設置の規則性の確保」を適用する。</p>	記載内容の修正																																																						

記入例-2-1

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

増圧給水設備以下給水装置 三階までの例外 特別直圧給水
 受水タンク以下装置 三階までの例外
 メータ設置 (新設 改造 撤去)

給水装置(直結) お客さま番号
 区 水道番号 区分 CD
 0 0 1 2 3 5 4 3 2 0

親メータのお客さま番号を記入する。

親メータのお客さま番号を記入する。

既設のお客さま番号を記入する。

該当項目にチェックをする。

お客さま番号再使用
 タンク以下装置からの切替
 特別直圧給水から変更
 増圧直結から変更

記入例-2-1

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

増圧給水設備以下給水装置 特別直圧給水
 受水タンク以下装置 三階までの例外
 メータ設置 (新設・改造・~~撤去~~ 承認申請書)

給水装置(直結) 区 水道番号 区分 CD 区 水道番号 区分 CD 件数
 0 0 0 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 2 2 0 2 1 2

既設のお客さま番号を記入する。

親メータのお客さま番号を記入する。

令和 年 月 日 作成 No.

町別受付No.

使用中 承認印
 中止中

削除

記入例-2-3

増圧給水設備以下給水装置 特例直圧給水
受水タンク以下装置 三階までの例外

メータ設置(新設・改造・撤去)承認申請書

東京都水道局長 殿

お客さま番号(日)				お客さま番号(平)				件数							
区	水道番号	区	CD	区	水道番号	区	CD								
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	.1	2

○ 手書き

メータ設置場所

申請者 住所(フリガナ)氏名

指定給水装置工事事業者(委任代理人) 住所氏名

メータ設置方式 1 総括方式 2 経由方式

給水装置(直結) 区 水道番号 区 CD 概要

お客さま番号 0,0 1,2,3,5,4,3 2,0

○現場の目標

親メータのお客さま番号を記入する。

既設のお客さま番号を記入する。

和年 月 日作成 No.

町別受付No.

受付日 令和 年 月 日
完工日 令和 年 月 日

都合 種類印
使用中 中止中

記入例削除に伴う
記入例番号の変更

様式変更に伴う取
扱いの説明を追加

記入例-2-3

指定給水装置工事事業者工事調書 (新設・改造・撤去)

兼、3階までの例外メータ設置(新設)調書 **赤書き**

※本枠内を記入のうえ提出してください。

設計書	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> (埋込給水設備以下給水装置)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
完工	令和	年	月	日	埋込給水設備(有) 子メータ(有・無)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
完成届提出	令和	年	月	日	経路管理リーフレット交付済	埋込給水設備設置済の提出	令和 年 月 日
工事検査申込	令和	年	月	日	圧力給水方式(単独・並列多段・並列 送液圧力実験試験実施済)	令和 年 月 日	
工事検査	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> (特別埋込給水)		
完工予定	令和	年	月	日	埋込給水(有) 子メータ(有・無)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
届出検査	令和	年	月	日	経路管理リーフレット交付済	埋込給水設備設置済の提出	令和 年 月 日
検査結果 通知書	令和	年	月	日	<input checked="" type="checkbox"/> (3階までの例外)		
検査結果 通知書	令和	年	月	日	3階までの例外(2階) 子メータ(有・無)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
漏水確認	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 既設管使用	届出試験: 令和 年 月 日	
給水管からの分岐除去確認 (既設・新設)					水質試験: 令和 年 月 日		
管理図修正資料の受取	<input type="checkbox"/>				設置: 有・無	届出試験: 令和 年 月 日	
設置関係資料の作成	<input type="checkbox"/>				設置・変更・廃止届出済	令和 年 月 日	

給水設備

工 事	埋込先・区分	高工目	種 別	口 径	管 径	管 長	管 種	管 材	管 径
予 定	電 話 番 号	取付メータ							
有・無		取付メータ							
月 日									
有・無									
月 日									
有・無									
月 日									
有・無									
月 日									
有・無									
月 日									

工業用水道管布設路線 有・無

下水再生水道管布設路線 有・無

井戸導水道管布設路線 有・無

総括方式
お客さま番号
00-000011-00

00-000022-02
計12件 全部
φ40メータ再使用

お客さま番号再使用 **赤書き**

科目	金額	徴収
設計図書手数料 (科目181)		
設計費(科目150)		
消費税込当額		
計		

承 担 者	完 成
課 長 課 長 代 理	課 長 課 長 代 理

承 担 者	完 成
所 長 担当	所 長 担当

記入例-2-4

指定給水装置工事事業者工事調書 (新設・改造・撤去)

兼、3階までの例外メータ設置(新設)調書 **赤書き**

※本枠内を記入のうえ提出してください。

設計書	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> (埋込給水設備以下給水装置)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
完工	令和	年	月	日	埋込給水設備(有) 子メータ(有・無)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
完成届提出	令和	年	月	日	経路管理リーフレット交付済	埋込給水設備設置済の提出	令和 年 月 日
工事検査申込	令和	年	月	日	圧力給水方式(単独・並列多段・並列 送液圧力実験試験実施済)	令和 年 月 日	
工事検査	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> (特別埋込給水)		
完工予定	令和	年	月	日	埋込給水(有) 子メータ(有・無)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
届出検査	令和	年	月	日	経路管理リーフレット交付済	埋込給水設備設置済の提出	令和 年 月 日
検査結果 通知書	令和	年	月	日	<input checked="" type="checkbox"/> (3階までの例外)		
検査結果 通知書	令和	年	月	日	3階までの例外(2階) 子メータ(有・無)	管理人(選定・変更) 届出済	<input type="checkbox"/>
漏水確認	令和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 既設管使用	届出試験: 令和 年 月 日	
給水管からの分岐除去確認 (既設・新設)					水質試験: 令和 年 月 日		
管理図修正資料の受取	<input type="checkbox"/>				設置: 有・無	届出試験: 令和 年 月 日	
設置関係資料の作成	<input type="checkbox"/>				設置・変更・廃止届出済	令和 年 月 日	

給水設備

工 事	埋込先・区分	高工目	種 別	口 径	管 径	管 長	管 種	管 材	管 径
予 定	電 話 番 号	取付メータ							
有・無		取付メータ							
月 日									
有・無									
月 日									
有・無									
月 日									
有・無									
月 日									
有・無									
月 日									

工業用水道管布設路線 有・無

下水再生水道管布設路線 有・無

井戸導水道管布設路線 有・無

総括方式
お客さま番号
00-000011-00

00-000022-02
計12件 全部
φ40メータ再使用

お客さま番号再使用 **赤書き**

科目	金額	徴収
設計図書手数料 (科目181)		
設計費(科目150)		
消費税込当額		
計		

承 担 者	完 成
課 長 課 長 代 理	課 長 課 長 代 理

承 担 者	完 成
所 長 担当	所 長 担当

記入例-8-1

メータ設置承認申請書

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3（電子申請の場合は様式1-1）裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、お申し込みください。
委任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び委任代理人で負います。

給水装置（直結）
お客さま番号

区	水道番号	区分	CD
00	12354	3	20

増圧給水設備以下給水装置 三階までの例外 特例直圧給水
メータ設置 新設 改造

親メータのお客さま番号を記入する。

メータ設置場所	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町	丁目	番	号
申請者	(フリガナ) 氏名	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	住所 氏名	丁目	番	号
メータ設置方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式	<input type="checkbox"/> 経由方式		

お客さま番号（自）					お客さま番号（至）					件数	
区	水道番号	区分	CD	区	水道番号	区分	CD	件数			
0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2

自動的に印字されるため記入は不要。

所コード No. 令和 年 月 日 作成

<償費額>	<input type="checkbox"/> お客さま番号券使用
	<input type="checkbox"/> タンク以下装置からの切替
	<input type="checkbox"/> 特例直圧給水からの変更
	<input type="checkbox"/> 増圧給水からの変更

記入例-8-1

メータ設置承認申請書

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3（電子申請の場合は様式1-1）裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、お申し込みください。
委任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び委任代理人で負います。

給水装置（直結）
お客さま番号

区	水道番号	区分	CD
00	12354	3	20

増圧給水設備以下給水装置 特例直圧給水
 受水タンク以下装置 三階までの例外
メータ設置 新設 改造 撤去 承認申請書

自動的に印字されるため記入は不要。

お客さま番号（自）					お客さま番号（至）					件数									
区	水道番号	区分	CD	区	水道番号	区分	CD	件数											
1	5	0	0	0	0	1	1	0	0	1	5	0	0	0	2	0	2	1	2

メータ設置場所	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町	丁目	番	号
申請者	(フリガナ) 氏名	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	住所 氏名	丁目	番	号
メータ設置方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式	<input type="checkbox"/> 経由方式		

給水装置（直結） お客さま番号									
区	水道番号	区分	CD	摘要					
0	0	1	2	3	5	4	3	2	0

自動的に印字されるため記入は不要。

親メータお客さま番号を記入する。

所コード No. 令和 年 月 日 作成

<償費額>	<input type="checkbox"/> お客さま番号券使用
	<input type="checkbox"/> タンク以下装置からの切替
	<input type="checkbox"/> 特例直圧給水からの変更
	<input type="checkbox"/> 増圧給水からの変更

記入例-9-1

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3
(電子申請の場合は様式1-1) 裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、
お申し込みください。
委任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申請者及び委任代理人で負います。

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

給水装置(直結)			
お客さま番号			
区	水道番号	区分	CD
00	12354320		

増圧給水設備以下給水装置 三階までの例外 特例直任給水

メータ設置 (新設 改造)

親メータのお客さま番号を記入する。

メータ設置場所	区	市	司	丁目	番	号
申請者	区	市	司	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	区	市	司	丁目	番	号
メータ設置方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式		<input type="checkbox"/> 経由方式			

お客さま番号(自)				お客さま番号(至)				件数
区	水道番号	区分	CD	区	水道番号	区分	CD	
00	0000	11	00	00	0000	22	02	12

既設の子メータお客さま番号を記入する。

所コード _____ 令和 ____年 ____月 ____日 作成
№ _____

<摘要欄>

<input checked="" type="checkbox"/> お客さま番号再使用
<input type="checkbox"/> タンク以下装置からの切替え
<input checked="" type="checkbox"/> 特例直任給水から変更
<input type="checkbox"/> 増任直結から変更

該当項目にチェックをする。

記入例-9-1

増圧給水設備以下給水装置 特例直任給水

受水タンク以下装置 三階までの例外

メータ設置(新設・改造・撤去)承認申請書

東京都水道局長 殿

お客さま番号(自)				お客さま番号(至)				件数
区	水道番号	区分	CD	区	水道番号	区分	CD	
13	6132011	6	1-3	6	1-3	2-7	14	-2-7

手書き: 親メータ設置場所

申請者	住所 (〒) 氏名	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	住所 (〒) 氏名	丁目	番	号

既設の子メータお客さま番号を記入する。

メータ設置方式 1 総括方式 2 経由方式

給水装置(直結)			
区	水道番号	区分	CD
1.3	1.1.3.2.0.0		1.8

現場の尺牒

親メータお客さま番号を記入する。

令和 ____年 ____月 ____日 作成 № _____

受付日 令和 ____年 ____月 ____日
完工日 令和 ____年 ____月 ____日

削除

記入例-9-2

増圧給水設備以下給水装 特例直圧給水
受水タンク以下装置 三階までの例外
 メータ設置(新設・改造・撤去)承認申請書

東京都水道局長 殿

お客さま番号(旧)				お客さま番号(新)				件数
区	水道番号	区	水道番号	区	水道番号	区	水道番号	
13	6132011	6	13613227	14				27

○
手書き

メータ設置場所	〒	丁目	番	号
申請者 住所 (7桁) 氏名		丁目	番	号
		電話番号		
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	住所 氏名	丁目	番	号
		電話番号		

メータ設置方式 1 総括方式 2 経由方式

給水装置(直結)	区	水道番号	区	水道番号	備考
	13	11320018			

○
環境の目標

親メータお客さま番号
を記入する。

令和 年 月 日作成 No.

署名	捺印	町別 受付№
使用中 中止中		受付日 令和 年 月 日 完工日 令和 年 月 日

既設の子メータお客さま
番号を記入する。

記入例-9-2

指定給水装置工事事業者工事調書 (新設・改造・撤去)

兼、特例直圧給水メータ以下給水装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書 赤書き

兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書

※太枠内を記入のうえ提出してください。

設計書番 令和 年 月 日 (増圧給水設備以下給水装置)

完工 令和 年 月 日 該当する給水方式欄の各項目を記入する。

完成図提出 令和 年 月 日

工事申請申込 令和 年 月 日

工事申請 令和 年 月 日

完工予定 令和 年 月 日 完工予定年月日を記入する。

新設 令和 年 月 日

改造 令和 年 月 日

撤去 令和 年 月 日

給水メータの取付位置 (現況・写真) 既設管使用

管理図修正資料の受理

設置関係図の作成

工事内容

工事	連絡先・担当	電 話 番 号
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	

工業用水管布設路線 有・無

下水再生水管布設路線 有・無

井戸導水管布設路線 有・無

受水タンクの警報装置が未設置である場合は、調査欄へ理由を記入すること。

φ50メータ再使用

総括方式
お客さま番号
00-000011-00~
00-000022-02
(合計12件)

特例直圧給水から変更

お客さま番号再使用

赤書き

科目	金額	徴収
設計書番号料 (科目181)		円
設計費 (科目150)		円
消費税相当額		円
計		円

業務委託名簿

承認・審査	完 成
課長	課長代理

承認・審査	完 成
所長	担当

記入例-9-3

指定給水装置工事事業者工事調書 (新設・改造・撤去)

兼、特例直圧給水メータ以下給水装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書 赤書き

兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置(新設・改造・撤去)調書

※太枠内を記入のうえ提出してください。

設計書番 令和 年 月 日 (増圧給水設備以下給水装置)

完工 令和 年 月 日 該当する給水方式欄の各項目を記入する。

完成図提出 令和 年 月 日

工事申請申込 令和 年 月 日

工事申請 令和 年 月 日

完工予定 令和 年 月 日 完工予定年月日を記入する。

新設 令和 年 月 日

改造 令和 年 月 日

撤去 令和 年 月 日

給水メータの取付位置 (現況・写真) 既設管使用

管理図修正資料の受理

設置関係図の作成

工事内容

工事	連絡先・担当	電 話 番 号
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	
有・無	月 日 氏名 ()	

工業用水管布設路線 有・無

下水再生水管布設路線 有・無

井戸導水管布設路線 有・無

受水タンクの警報装置が未設置である場合は、調査欄へ理由を記入すること。

φ50メータ再使用

総括方式
お客さま番号
15-000011-00~
15-000022-00
(合計12件)

特例直圧給水から変更

お客さま番号再使用

赤書き

科目	金額	徴収
設計書番号料 (科目181)		円
設計費 (科目150)		円
消費税相当額		円
計		円

業務委託名簿

承認・審査	完 成
課長	課長代理

承認・審査	完 成
所長	担当

記入例削除に伴う
記入例番号の変更

記入例-10-1

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3
(電子申請の場合は様式1-1)裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、
お申し込みください。
委任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び委任代理人で負います。

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

給水装置(直結)			
お客さま番号			
区	水道番号	区分	CD
00	12354320		

増圧給水設備以下給水装置 三階までの例外 特例直圧給水

メータ設置 新設 改

親メータのお客さま番号を記入する。

メータ設置場所	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号
申請者	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号

メータ設置方式 総括方式 経由方式

お客さま番号(自)				お客さま番号(至)				件数	
区	水道番号	区分	CD	区	水道番号	区分	CD		
0	0	0	0	0	0	0	0	1	2

既設の子メータお客さま番号を記入する。

所コード _____ 令和 ____年 ____月 ____日 作成
No. _____

<摘要欄>	<input checked="" type="checkbox"/> お客さま番号再使用 <input checked="" type="checkbox"/> タンク以下装置からの切替え <input type="checkbox"/> 特例直圧給水から変更 <input type="checkbox"/> 増圧直結から変更
--------------------	--

該当項目にチェックをする。

記入例-10-1

増圧給水設備以下給水装置 特例直圧給水

受水タンク以下装置 三階までの例外

メータ設置(新設・改造・~~撤去~~)承認申請書

東京都水道局長 殿

お客さま番号(自)				お客さま番号(至)				件数	
区	水道番号	区分	CD	区	水道番号	区分	CD		
1	5	0	0	0	0	0	0	2	2

手書き

メータ設置場所	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号
申請者	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号

メータ設置方式 総括方式 経由方式

給水装置(直結)				摘要					
区	水道番号	区分	CD						
0	0	1	2	3	5	4	3	2	0

現場の目標

親メータのお客さま番号を記入する。

令和 ____年 ____月 ____日 作成
No. _____

照合	確認印
使用中	
中止中	

町別
受付No. _____

受付日 令和 ____年 ____月 ____日
完工日 令和 ____年 ____月 ____日

削除

記入例-10-3

増圧給水設備以下給水装置 特例直圧給水
受水タンク以下装置 三階までの例外
 メータ設置 **新設・改造・撤去** 承認申請書

東京都水道局長 殿

お客さま番号(目)				お客さま番号(室)				件数
区	水道番号	区	CD	区	水道番号	区	CD	
1	500001	1	00	1	500002	2	02	12

手書き

メータ設置場所

申請者住所(フリガナ)氏名

指定給水装置工事事業者(委任代理人)住所氏名

メータ設置方式 1 総括方式 2 経由方式

給水装置(直結)		お客さま番号	
区	水道番号	区	CD
0	0	1	2,3,5,4,3
		2	0

現場の目録

親メータのお客さま番号を記入する。

令和 年 月 日作成

町別受付№

受付日 令和 年 月 日
完工日 令和 年 月 日

使用中
中止中

既設のお客さま番号を記入する。

記入例-10-2

指定給水装置工事事業者工事調書 (新設 改造 撤去)

兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置(新設)改造・撤去調書 赤書き

※太枠内を記入のうえ提出してください。

設計書番	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> (増圧給水設備以下給水装置)	管理人(選定・変更)届提出済 <input checked="" type="checkbox"/>
完工		増圧給水設備(有)子メータ(有・無)	
完成図様		維持管理リーフレット手交済 <input checked="" type="checkbox"/>	増圧給水設備簡易表の提出 令和 年 月 日
工事検査中		増圧給水方式(単独)量別多段・並列	減圧圧力変動試験実施日 令和 年 月 日
工事検査	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (特別増圧給水)	
完工予定	令和 年 月 日	別添圧給水(有)子メータ(有・無)	管理人(選定・変更)届提出済 <input type="checkbox"/>
前任検査	令和 年 月 日	維持管理リーフレット手交済 <input type="checkbox"/>	増圧給水設備簡易表の提出 令和 年 月 日
前任検査	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (三期までの例外)	
前任検査	令和 年 月 日	毎年度の検点(有)子メータ(有・無)	管理人(選定・変更)届提出済 <input type="checkbox"/>
既設管使用		前任試験: 令和 年 月 日	
水質試験	令和 年 月 日	水質試験: 令和 年 月 日	
設置・変更	停止届提出日 令和 年 月 日	設置・変更	停止届提出日 令和 年 月 日
貯水関係		貯水関係	
工事	連絡先・住所	高工日	種別
工事	電話番号	取外しメータ	
ガス	取付けメータ		
電気			
水道			
その他			
工業用水管布設路線	有・無		
下水再生水管布設路線	有・無		
井戸水管布設路線	有・無		

完工予定年月日を記入する。

該当する各項目を記入する。

該当する工事が無い場合は、斜線で抹消する。

該当する各項目を記入する。

該当する工事が無い場合は、斜線で抹消する。

赤書き

赤書き

科目	金額	徴収
設計審査手数料 (科目181)		円
設計費 (科目150)		円
消費税込金額		円
計		円

承認・審査	完成
課長 課長代理	課長 課長代理

業務受託名簿	
承認・審査	完成
所長 担当	所長 担当

記入例-10-4

指定給水装置工事事業者工事調書 (新設 改造 撤去)

兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置(新設)改造・撤去調書 赤書き

※太枠内を記入のうえ提出してください。

設計書番	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> (増圧給水設備以下給水装置)	管理人(選定・変更)届提出済 <input checked="" type="checkbox"/>
完工		増圧給水設備(有)子メータ(有・無)	
完成図様		維持管理リーフレット手交済 <input checked="" type="checkbox"/>	増圧給水設備簡易表の提出 令和 年 月 日
工事検査中		増圧給水方式(単独)量別多段・並列	減圧圧力変動試験実施日 令和 年 月 日
工事検査	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (特別増圧給水)	
完工予定	令和 年 月 日	別添圧給水(有)子メータ(有・無)	管理人(選定・変更)届提出済 <input type="checkbox"/>
前任検査	令和 年 月 日	維持管理リーフレット手交済 <input type="checkbox"/>	増圧給水設備簡易表の提出 令和 年 月 日
前任検査	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (三期までの例外)	
前任検査	令和 年 月 日	毎年度の検点(有)子メータ(有・無)	管理人(選定・変更)届提出済 <input type="checkbox"/>
既設管使用		前任試験: 令和 年 月 日	
水質試験	令和 年 月 日	水質試験: 令和 年 月 日	
設置・変更	停止届提出日 令和 年 月 日	設置・変更	停止届提出日 令和 年 月 日
貯水関係		貯水関係	
工事	連絡先・住所	高工日	種別
工事	電話番号	取外しメータ	
ガス	取付けメータ		
電気			
水道			
その他			
工業用水管布設路線	有・無		
下水再生水管布設路線	有・無		
井戸水管布設路線	有・無		

完工予定年月日を記入する。

該当する各項目を記入する。

該当する工事が無い場合は、斜線で抹消する。

該当する各項目を記入する。

該当する工事が無い場合は、斜線で抹消する。

赤書き

赤書き

科目	金額	徴収
設計審査手数料 (科目181)		円
設計費 (科目150)		円
消費税込金額		円
計		円

承認・審査	完成
課長 課長代理	課長 課長代理

業務受託名簿	
承認・審査	完成
所長 担当	所長 担当

記入例削除に伴う
記入例番号の変更

様式変更に伴う取
扱いの説明を追加

記入例-11-1

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3
(電子申請の場合は様式1-1)裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、
お申し込みください。
責任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を責任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び責任代理人で負います。

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

給水装置(直結) お客さま番号									
区	水道番号				区分	CD			
0	0	1	2	3	5	4	3	2	0

増圧給水設備以下給水装置 三階までの例外 特例直圧給水

メータ設置 (新設 改)

親メータのお客さま番号を記入する。

メータ設置場所	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号
申請者	(フリガナ) 氏名	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	指定番号 第	丁目	番	号
メータ設置方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式	<input type="checkbox"/> 経由方式		

お客さま番号(自)					お客さま番号(至)					件数											
区	水道番号				区分	CD	区	水道番号				区分	CD								
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2			1	2

自動的に印字されるため記入は不要。

※本様式をもう一部提出してください。

所コード _____ 令和 ____年 ____月 ____日 作成
№ _____

<摘要欄>

<input type="checkbox"/> お客さま番号再使用
<input type="checkbox"/> タンク以下装置からの切替え
<input type="checkbox"/> 特例直圧給水から変更
<input type="checkbox"/> 増圧直結から変更

記入例-11-1

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3
(電子申請の場合は様式1-1)裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、
お申し込みください。
責任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を責任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び責任代理人で負います。

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

給水装置(直結) お客さま番号									
区	水道番号				区分	CD			
0	0	1	2	3	5	4	3	2	0

増圧給水設備以下給水装置 特例直圧給水 ^{上方}

受水タンク以下装置 三階までの例外

メータ設置 (新設 改造 撤去) 承認申請書

親メータのお客さま番号を記入する。

メータ設置場所	<input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 司	丁目	番	号
申請者	(フリガナ) 氏名	丁目	番	号
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	指定番号 第	丁目	番	号
メータ設置方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式	<input type="checkbox"/> 経由方式		

お客さま番号(自)					お客さま番号(至)					件数										
区	水道番号				区分	CD	区	水道番号				区分	CD							
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2			1	2

自動的に印字されるため記入は不要。

現場の目録

令和 ____年 ____月 ____日 作成

№ _____

町別
受付№ _____

使用中止中 _____ 確認印 _____

受付日 令和 ____年 ____月 ____日
完工日 令和 ____年 ____月 ____日

親メータのお客さま番号を記入する。

記入例-12-2

指定給水装置工事事業者工事図書（新設・改造・撤去）

受水タンク以下装置メータ設置(撤去)図書

※大枠内を記入のうえ提出してください。

お客さま番号		区分 CD	
0	0	1	2
3	5	4	3
2	0		

設計図書	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (増圧給水設備以下給水装置)
完工	令和 年 月 日	増圧給水設備(有) 子メータ(有・無) 管理人(選定・変更) 届提出済 <input type="checkbox"/>
完成図提出	令和 年 月 日	経路管理リーフレット字交済 <input type="checkbox"/> 増圧給水設備図書表の提出 令和 年 月 日
工事図書申込	令和 年 月 日	特例直圧給水方式(単設・並列多設・並列) 透圧圧力変動試験実施日 令和 年 月 日
工事図書	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (特例直圧給水)
完工予定	令和 〇年 〇月 〇日	特例直圧給水(器) 子メータ(有・無) 管理人(選定・変更) 届提出済 <input type="checkbox"/>
担任図書	令和 年 月 日	経路管理リーフレット字交済 <input type="checkbox"/> 増圧給水設備図書表の提出 令和 年 月 日
工事	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (三层までの別荘)
海までの別荘(器) 子メータ(有・無)	管理人(選定・変更) 届提出済 <input type="checkbox"/>	
既設管使用	<input type="checkbox"/>	
担任試験	令和 年 月 日	
水質試験	令和 年 月 日	
設置	有・無	
届提出済	令和 〇年 〇月 〇日	

該当する工事が無い場合は、斜線で抹消する。

該当する各項目を記入する。

区分	工事	連絡先・住所	高工日	種別	備考	港 別	期 間
社外 給水 工事	予 定	電 話 番 号	取外メータ				
	有・無		取付けメータ				
	月 日	()					
	有・無						
	月 日	()					
	有・無						
	月 日	()					
	有・無						
	月 日	()					
	有・無						
月 日	()						
工業用水道管布設路線	有・無						
下水再生水道管布設路線	有・無						
開戸水道管布設路線	有・無						

【備考】 受水タンクの警備装置が未設置である場合は、捜査機関へ理由を記入すること。

総括方式
お客さま番号
00-000011-00
\$
00-000022-02
計12件 全部

お客さま番号再使用
特例直圧給水に変更

赤書き

科目	金額	償収
設計図書手数料 (科目181)		
設計費(科目150)	円	
	円	
消費税相当額	円	
計	円	

業務委託名簿			
承 託・審 査	完 成	承 託・審 査	完 成
課 長 課長代理	課 長 課長代理	課 長 担当	課 長 担当

削除

削除

記入例-12-3

増圧給水設備以下給水装置
 受水タンク以下装置

特例直圧給水
 三階までの例外

メータ設置 (新設 改造・撤去) 承認申請書

東京都水道局長 殿

お客さま番号 (日)				お客さま番号 (平)				件数	
区	水道番号	区	CD	区	水道番号	区	CD		
0	0	0	0	0	0	0	0	1	2

手書きメータ設置場所

申請者 住所 (フリガナ) 氏名

指定給水装置工事事業者 (委任代理人) 住所 氏名

メータ設置方式 1 総括方式 2 経由方式

給水装置 (直結)	区	水道番号	区	CD	摘要
お客さま番号	0.0	1.2.3.5.4.3	2.0		

○現場の日標

親メータのお客さま番号を記入する。

既設のお客さま番号を記入する。

令和 年 月 日作成

No. _____

開始	種類
使用中	
中止中	

受付日 令和 年 月 日
完工日 令和 年 月 日

記入例-13-1

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3（電子申請の場合は様式1-1）裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、お申し込みください。
責任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び委任代理人で負います。

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

給水装置（直結） お客さま番号									
区	水道番号				区分	CD			
0	0	1	2	3	5	4	3	2	0

増圧給水設備以下給水装置 三階までの例外 特例直圧給水

メータ設置 新設 改

親メータのお客さま番号を記入する。

メータ設置場所	区	市	司	丁目	番	号
申請者	(フリガナ) 氏名 電話番号					
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	指定番号 第 区 市 司 丁目 番 号 電話番号					
メータ設置方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式 <input type="checkbox"/> 経由方式					

お客さま番号（自）							お客さま番号（至）							件数				
区	水道番号				区分	CD	区	水道番号				区分	CD					
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2		

既設の子メータお客さま番号を記入する。

※本様式をもう一部提出してください。

所コード 令和 年 月 日 作成 No.

<摘要欄>

<input checked="" type="checkbox"/> お客さま番号再使用
<input type="checkbox"/> タンク以下装置からの切替え
<input type="checkbox"/> 特例直圧給水から変更
<input checked="" type="checkbox"/> 増圧直結から変更

該当項目にチェックをする。

メータ設置承認申請書

東京都水道局長 殿

①申請者及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み・申請内容を確認し、様式1-3（電子申請の場合は様式1-1）裏面の誓約事項、承認事項等の該当する項目に承認した上で、お申し込みください。
責任代理人の指定
1 本工事の施行に当たり、下記記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。
2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び委任代理人で負います。

受付日	年	月	日
完工日	年	月	日

給水装置（直結） お客さま番号									
区	水道番号				区分	CD			
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0

増圧給水設備以下給水装置 特例直圧給水 三階までの例外

メータ設置（新設・改造・撤去）承認申請書

既設の子メータお客さま番号を記入する。

メータ設置場所	区	市	司	丁目	番	号
申請者	(フリガナ) 氏名 電話番号					
指定給水装置 工事事業者 (委任代理人)	指定番号 第 区 市 司 丁目 番 号 電話番号					
メータ設置方式	<input checked="" type="checkbox"/> 総括方式 <input type="checkbox"/> 経由方式					

お客さま番号（自）							お客さま番号（至）							件数				
区	水道番号				区分	CD	区	水道番号				区分	CD					
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2		

親メータお客さま番号を記入する。

現場の目録

令和 年 月 日 作成 No.

別 別 受付No. No.

使用中 停止中 受付日 令和 年 月 日 完工日 令和 年 月 日

削除

増圧給水設備以下給水装置
受水タンク以下装置
特例直圧給水
三階までの例外

新設
改造・撤去

メータ設置 (新設) 承認申請書

東京都水道局長 殿

記入例-13-2

お客さま番号 (白)				お客さま番号 (紫)				件数
区	水道番号	区	CD	区	水道番号	区	CD	
0	0	0	0	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	2	0	2	0	2	0	2	1
0	2	0	2	0	2	0	2	2

手書きメータ設置場所

申請者 住所 (フリガナ) 氏名

指定給水装置工事事業者 (委任代理人) 住所 氏名

メータ設置方式 1 総括方式 2 経由方式

給水装置 (直結) 区 水道番号 区 CD 摘要

お客さま番号 0-0 1-2-3-5-4-3 2-0

現場の目録

親メータお客さま番号を記入する。

既設の子メータお客さま番号を記入する。

令和 年 月 日 作成 No.

済 済
 使用中 中止中

町別受付No.
 受付日 令和 年 月 日
 完工日 令和 年 月 日

記入例-13-2

指定給水装置工事事業者工事調査書 (新設・改造・撤去)

兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置(新設・改造・撤去) 赤書き

兼、特例直圧給水メータ設置(新設・改造・撤去)調査書

※入替内を記入のうえ提出してください

設計書	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (増圧給水設備以下給水装置)	管理人 (選定・変更) 届提出済 <input type="checkbox"/>
竣工	令和 年 月 日	増圧給水設備 (有) / 子メータ (有・無)	管理人 (選定・変更) 届提出済 <input type="checkbox"/>
完成図提出	令和 年 月 日	維持管理リーフレット交付済 <input type="checkbox"/>	増圧給水設備調査書の提出 令和 年 月 日
工事検査申込	令和 年 月 日	圧入給水方式 (単設・兼用多設・別設)	減圧圧力変動試験実施済日 令和 年 月 日
工事検査	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> (特例直圧給水)	
竣工予定	令和 年 月 日	特例直圧給水 (4路) / 子メータ (有・無)	管理人 (選定・変更) 届提出済 <input checked="" type="checkbox"/>
担任検査	令和 年 月 日	維持管理リーフレット交付済 <input checked="" type="checkbox"/>	増圧給水設備調査書の提出 令和 年 月 日
通	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (三層までの例外)	
給水管からの分岐点距離 (取巻・写真)	令和 年 月 日	取巻写真	
管理図修正資料の受送	<input type="checkbox"/>	資料送付日 令和 年 月 日	
調査関係資料の作成	<input type="checkbox"/>	調査・中止届提出日 令和 年 月 日	

該当する給水方式欄の各項目を記入する。

竣工予定年月日を記入する。

該当する工事が無い場合は、斜線で抹消する。

総括方式
お客さま番号
00-000011-00
00-000022-02
計12件 全部
φ40メータ再使用

増圧直結から変更
お客さま番号再使用

赤書き

科目	金額	備記
設計図書手数料 (科目181)	円	
設計費 (科目150)	円	
消費税込当額	円	
計		

所長、担当者の確認印を押印 (申請受付時)

所長、担当者の確認印を押印 (完成検査後)

局決裁欄

記入例-13-3

指定給水装置工事事業者工事調査書 (新設・改造・撤去)

兼、増圧給水設備以下給水装置メータ設置(新設・改造・撤去) 赤書き

兼、特例直圧給水メータ設置(新設・改造・撤去)調査書

※入替内を記入のうえ提出してください

設計書	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (増圧給水設備以下給水装置)	管理人 (選定・変更) 届提出済 <input type="checkbox"/>
竣工	令和 年 月 日	増圧給水設備 (有) / 子メータ (有・無)	管理人 (選定・変更) 届提出済 <input type="checkbox"/>
完成図提出	令和 年 月 日	維持管理リーフレット交付済 <input type="checkbox"/>	増圧給水設備調査書の提出 令和 年 月 日
工事検査申込	令和 年 月 日	圧入給水方式 (単設・兼用多設・別設)	減圧圧力変動試験実施済日 令和 年 月 日
工事検査	令和 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> (特例直圧給水)	
竣工予定	令和 年 月 日	特例直圧給水 (4路) / 子メータ (有・無)	管理人 (選定・変更) 届提出済 <input checked="" type="checkbox"/>
担任検査	令和 年 月 日	維持管理リーフレット交付済 <input checked="" type="checkbox"/>	増圧給水設備調査書の提出 令和 年 月 日
通	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> (三層までの例外)	
給水管からの分岐点距離 (取巻・写真)	令和 年 月 日	取巻写真	
管理図修正資料の受送	<input type="checkbox"/>	資料送付日 令和 年 月 日	
調査関係資料の作成	<input type="checkbox"/>	調査・中止届提出日 令和 年 月 日	

該当する給水方式欄の各項目を記入する。

竣工予定年月日を記入する。

該当する工事が無い場合は、斜線で抹消する。

総括方式
お客さま番号
00-000011-00
00-000022-02
計12件 全部
φ40メータ再使用

増圧直結から変更
お客さま番号再使用

赤書き

科目	金額	備記
設計図書手数料 (科目181)	円	
設計費 (科目150)	円	
消費税込当額	円	
計		

所長、担当者の確認印を押印 (申請受付時)

所長、担当者の確認印を押印 (完成検査後)

局決裁欄

様式の変更に伴う、
一覧表の変更

給水装置工事様式一覧表

様式番号	様式名	入手方法
1-3	給水装置工事申請申込書	
2-1	指定給水装置工事業者工事請書	
3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承認届	
5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書	局ホームページ
6	給水装置不使用方法撤去届	
35	受水タンク以下装置の維持管理について	
37-2	指定給水装置工事業者工事検査申込書	
42	三階までの直結給水・特例直圧給水事前調査申請書	
48-1	メータの個別設置設置施行承認申込書	
48-2	メータ個別設置撤去申請書	各給水管工事事務所、各サービスステーション、局ホームページ
49	メータの個別設置施工業者指定申請書	
51	電子式メータ受信書兼取付状況報告書	
52	個別設置工事報告書	
53-1	メータ設置基準の例外取扱承認申請書	
55-1	メータ設置承認申請書	局ホームページ
55-2	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事請書	
59	水道開始申込書	各営業所、各サービスステーション
68	給水管更生工事に係る料金請求等確認書	局ホームページ
88	道路占用許可申請・協議書	
89	道路占用物件除去工事施行承認申請書	建設局HP等
90	道路占用工事着手届	
93	道路使用許可申請書	警視庁HP等
94	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	消防庁HP等
110	標價・標額による配水小管布設調査表兼協議書	各給水管工事事務所、各サービスステーション
188	メータの個別設置設置条件	
196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表	
196-1	増圧給水設備設置状況調査表(直列多段・並列給水方式用)	
197	増圧給水設備以下の給水装置の維持管理	
197-2	特例直圧給水設備の維持管理等について	
213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	
213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	
214	自己認証品使用報告書	
239	貯水槽水道設置・変更・廃止届	
244	給水補助加圧装置設置申請書	
246	給水管(取付・撤去)工事 主任技術者チェック表	局ホームページ
248	証明書・給水装置の工事に関する文章等の写しの交付申請書兼閲覧申請書	
251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施行者変更届	
261	直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書	
264	水道直結型太陽熱利用給湯/直結型循環式給湯システム設置申請書	
270	更生工事施行条件承諾書	
271	給水管更生工事施工状況報告書	
272	受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請(届出)書	
276	入線方法の報告	
277	給水装置関係各種届出書	
279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書	
	電子メータ出力パルス使用承諾申請書(区部)	
	電子メータ出力パルス使用承諾申請書(多摩地区)	局ホームページ
	メータの個別設置設置に関する協定書	
	分岐及び配管施工業者経験証明書(任意様式)	
	道路占用工事しゅん工事	建設局HP等
	道路工事期間延伸申請書(都道府)	
	消防用水等使用届	局ホームページ
	共同住宅扱い適用申請書兼管理人選定届	
	水道使用中止届	各営業所、サービスステーション
	委任状(任意様式)	局ホームページ
	水道メータ損傷・亡失届	
	工事照会兼立会依頼(企道協様式)	局ホームページ、多摩地区は各企業者様式を使用
	道路掘削を伴う水道工事における埋設物損傷事故防止のお願い	パンフレット
	道路復旧共同施工協議書(事業者施行用)	局ホームページ

給水装置工事様式一覧表

様式番号	様式名	入手方法
1-3	給水装置工事申請申込書	
2-1	指定給水装置工事業者工事請書	
3-1	給水装置工事取消・設計変更・施行延期・設計変更承認届	
5-2	給水工費清算還付金口座振込依頼書	局ホームページ
6	給水装置不使用方法撤去届	
35	受水タンク以下装置の維持管理について	
37-2	指定給水装置工事業者工事検査申込書	
42	三階までの直結給水・特例直圧給水事前調査申請書	
48-1	メータの個別設置設置施行承認申込書	
48-2	メータ個別設置撤去申請書	各給水管工事事務所、各サービスステーション、局ホームページ
49	メータの個別設置施工業者指定申請書	
51	電子式メータ受信書兼取付状況報告書	
52	個別設置工事報告書	
53-1	メータ設置基準の例外取扱承認申請書	
55	増圧/特例/例外/受水タンク以下/メータ設置承認申請書	
56	受水タンク以下装置メータ設置条件承諾書	局ホームページ
59	水道開始申込書	各営業所、各サービスステーション
68	給水管更生工事に係る料金請求等確認書	局ホームページ
88	道路占用許可申請・協議書	
89	道路占用物件除去工事施行承認申請書	建設局HP等
90	道路占用工事着手届	
93	道路使用許可申請書	警視庁HP等
94	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書	消防庁HP等
110	標價・標額による配水小管布設調査表兼協議書	各給水管工事事務所、各サービスステーション
188	メータの個別設置設置条件	
196	増圧給水設備等(設置・変更・廃止)状況調査表	
196-1	増圧給水設備設置状況調査表(直列多段・並列給水方式用)	
197	増圧給水設備以下の給水装置の維持管理	
197-2	特例直圧給水設備の維持管理等について	
213-1	給水装置の設置について(協議・報告)	
213-2	雑用水利用を開始する建築物の報告	
214	自己認証品使用報告書	
239	貯水槽水道設置・変更・廃止届	
244	給水補助加圧装置設置申請書	
246	給水管(取付・撤去)工事 主任技術者チェック表	局ホームページ
248	証明書・給水装置の工事に関する文章等の写しの交付申請書兼閲覧申請書	
251	緊急時対応責任者・分岐及び配管施行者変更届	
261	直結切替増径工事条件承諾書兼工事申込書	
264	水道直結型太陽熱利用給湯/直結型循環式給湯システム設置申請書	
270	更生工事施行条件承諾書	
271	給水管更生工事施工状況報告書	
272	受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請(届出)書	
276	入線方法の報告	
277	給水装置関係各種届出書	
279	給水管(取付・撤去)工事各種申請申込書	
	電子メータ出力パルス使用承諾申請書(区部)	
	電子メータ出力パルス使用承諾申請書(多摩地区)	局ホームページ
	メータの個別設置設置に関する協定書	
	分岐及び配管施工業者経験証明書(任意様式)	
	道路占用工事しゅん工事	建設局HP等
	道路工事期間延伸申請書(都道府)	
	消防用水等使用届	局ホームページ
	共同住宅扱い適用申請書兼管理人選定届	
	水道使用中止届	各営業所、サービスステーション
	委任状(任意様式)	局ホームページ
	水道メータ損傷・亡失届	
	工事照会兼立会依頼(企道協様式)	局ホームページ、多摩地区は各企業者様式を使用
	道路掘削を伴う水道工事における埋設物損傷事故防止のお願い	パンフレット

水道局HP
から取得
可能にな
ったこと
により一
覧表に追
加

東京都給水条例施行規程	東京都給水条例施行規程（抄） 改正 令和7年3月14日水道局管理規程第 2号	東京都給水条例施行規程（抄） 改正 令和5年3月17日水道局管理規程第 3号									
	<p>附 則（令和7年水管規程第2号） この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第14条の4関係）</p> <table border="1" data-bbox="365 443 1498 915"> <tr> <td data-bbox="365 443 566 779">給水装置 関係文書</td> <td data-bbox="575 443 1498 779"> 給水装置工事申請申込書 給水装置関係各種届出書 指定給水装置工事事業者工事調書 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書 工事調書 取付替工事調書 <u>メータ設置承認申請書</u> <u>受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="365 785 566 915">給水装置 関係電磁的 記録</td> <td data-bbox="575 785 1498 915"> 給水装置の工事に関する届出又は申請が給水装置工事関係システムを使用し て行われた場合における当該届出又は申請に係る電磁的記録 </td> </tr> </table> <p>備考 表中の給水装置関係文書に相当する旧名称の文書及びこれに付属し、又はこれを補完する文書を含む。</p>	給水装置 関係文書	給水装置工事申請申込書 給水装置関係各種届出書 指定給水装置工事事業者工事調書 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書 工事調書 取付替工事調書 <u>メータ設置承認申請書</u> <u>受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書</u>	給水装置 関係電磁的 記録	給水装置の工事に関する届出又は申請が給水装置工事関係システムを使用し て行われた場合における当該届出又は申請に係る電磁的記録	<p>附 則（令和4年水管規程第2号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第14条の4関係）</p> <table border="1" data-bbox="1581 443 2715 915"> <tr> <td data-bbox="1581 443 1783 779">給水装置 関係文書</td> <td data-bbox="1792 443 2715 779"> 給水装置工事申請申込書 給水装置関係各種届出書 指定給水装置工事事業者工事調書 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書 工事調書 取付替工事調書 <u>受水タンク以下装置メータ設置（新設・改造・撤去）承認申請書</u> <u>受水タンク以下装置メータ設置（新設・改造・撤去）調書</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 785 1783 915">給水装置 関係電磁的 記録</td> <td data-bbox="1792 785 2715 915"> 給水装置の工事に関する届出又は申請が給水装置工事関係システムを使用し て行われた場合における当該届出又は申請に係る電磁的記録 </td> </tr> </table> <p>備考 表中の給水装置関係文書に相当する旧名称の文書及びこれに付属し、又はこれを補完する文書を含む。</p>	給水装置 関係文書	給水装置工事申請申込書 給水装置関係各種届出書 指定給水装置工事事業者工事調書 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書 工事調書 取付替工事調書 <u>受水タンク以下装置メータ設置（新設・改造・撤去）承認申請書</u> <u>受水タンク以下装置メータ設置（新設・改造・撤去）調書</u>	給水装置 関係電磁的 記録	給水装置の工事に関する届出又は申請が給水装置工事関係システムを使用し て行われた場合における当該届出又は申請に係る電磁的記録	様式変更に伴う給水装置関係文書の名称変更
給水装置 関係文書	給水装置工事申請申込書 給水装置関係各種届出書 指定給水装置工事事業者工事調書 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書 工事調書 取付替工事調書 <u>メータ設置承認申請書</u> <u>受水タンク以下装置メータ設置承認申請書兼工事調書</u>										
給水装置 関係電磁的 記録	給水装置の工事に関する届出又は申請が給水装置工事関係システムを使用し て行われた場合における当該届出又は申請に係る電磁的記録										
給水装置 関係文書	給水装置工事申請申込書 給水装置関係各種届出書 指定給水装置工事事業者工事調書 給水管（取付・撤去）工事各種申請申込書 指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書 工事調書 取付替工事調書 <u>受水タンク以下装置メータ設置（新設・改造・撤去）承認申請書</u> <u>受水タンク以下装置メータ設置（新設・改造・撤去）調書</u>										
給水装置 関係電磁的 記録	給水装置の工事に関する届出又は申請が給水装置工事関係システムを使用し て行われた場合における当該届出又は申請に係る電磁的記録										

所管事業所一
覧

所管事業所一覽

多摩地区

営業時間 平日8時30分から12時00分、13時00分から17時15分まで

所管区域	名 称	所 在 地	電話番号
八王子市	八王子サービスステーション (多摩水道元本郷庁舎1階)	八王子市元本郷町4-19-1	042-655-3875
立川市 国分寺市 国立市	立川サービスステーション (多摩水道立川庁舎2階)	立川市緑町6-7	042-521-7698
青梅市 瑞穂町 奥多摩町	青梅サービスステーション	青梅市師岡町1-1301-10	0428-20-5312
府中市 <u>小金井市</u>	府中サービスステーション	府中市寿町3-4-6	042-340-5633
三鷹市 調布市 狛江市	調布サービスステーション	調布市国領町7-29-5	042-443-2512
町田市	町田サービスステーション	町田市木曾東1-4-1	042-721-3495
日野市	日野サービスステーション (多摩平浄水所内事務所1階)	日野市多摩平2-7-2	042-581-0146
福生市 あきる野市 日の出町	あきる野サービスステーション (多摩水道秋留台庁舎1階)	あきる野市秋川3-2-10	042-532-0207
<u>小平市</u> 清瀬市 東久留米市 西東京市	東久留米サービスステーション (滝山浄水所内事務所1階)	東久留米市滝山6-1-1	042-471-5199
東大和市 武蔵村山市 東村山市	東大和サービスステーション	東大和市上北台3-447	042-569-8659
多摩市 稲城市 多摩NT区域 (多摩・稲城・八王子 ・町田市の一部)	多摩サービスステーション (多摩水道山王下庁舎1階)	多摩市山王下1-17	042-371-1294

*所在地、電話番号等変更になる場合がありますので、水道局ホームページで随時確認をしてください。

所管事業所一覽

多摩地区

営業時間 平日8時30分から12時00分、13時00分から17時15分まで

所管区域	名 称	所 在 地	電話番号
八王子市	八王子サービスステーション (多摩水道元本郷庁舎1階)	八王子市元本郷町4-19-1	042-655-3875
立川市 国分寺市 国立市	立川サービスステーション (多摩水道立川庁舎2階)	立川市緑町6-7	042-521-7698
青梅市 瑞穂町 奥多摩町	青梅サービスステーション	青梅市師岡町1-1301-10	0428-20-5312
府中市	府中サービスステーション	府中市寿町3-4-6	042-340-5633
三鷹市 調布市 狛江市	調布サービスステーション	調布市国領町7-29-5	042-443-2512
町田市	町田サービスステーション	町田市木曾東1-4-1	042-721-3495
<u>小平市</u> <u>小金井市</u>	<u>小平サービスステーション</u> (東京都小平合同庁舎内)	<u>小平市花小金井1-6-20</u>	<u>042-460-5902</u>
日野市	日野サービスステーション (多摩平浄水所内事務所1階)	日野市多摩平2-7-2	042-581-0146
福生市 あきる野市 日の出町	あきる野サービスステーション (多摩水道秋留台庁舎1階)	あきる野市秋川3-2-10	042-532-0207
清瀬市 東久留米市 西東京市	東久留米サービスステーション (滝山浄水所内事務所1階)	東久留米市滝山6-1-1	042-471-5199
東大和市 武蔵村山市 東村山市	東大和サービスステーション	東大和市上北台3-447	042-569-8659
多摩市 稲城市 多摩NT区域 (多摩・稲城・八王子 ・町田市の一部)	多摩サービスステーション (多摩水道山王下庁舎1階)	多摩市山王下1-17	042-371-1294

*所在地、電話番号等変更になる場合がありますので、水道局ホームページで随時確認をしてください。

小平サー
ビスステ
ーション
廃止に伴
う所管区
域の変更